

災害廃棄物の処理に係る調査の実施

1. 調査の概要

平成 28 年度及び平成 29 年度大規模災害発生時における近畿ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策調査検討業務において行った調査・検討事項について、基本情報の補完（変更事項の確認）を行った。

また、今年度新規に整理する事項として次の 3 点を整理した。

- ・災害時の応援に関する準備状況の整理（府県、市町村、一部事務組合等対象）
- ・産業廃棄物処理事業者による災害廃棄物の処理能力（収集運搬、中間処理、最終処分）の整理（産業廃棄物協会の協力）
- ・漁協・市場関係者による腐敗性廃棄物への対応状況整理（ヒアリング調査）

2. 平成 29 年度調査に引き続いて実施する調査の項目

2.1 昨年度の更新・補完調査

昨年度に引き続き、下表の調査項目について調査を行った。

府県、市町村を対象としたアンケート調査は以下の方法で実施した。

- ・府県担当者宛てに調査票を添付したメールを配信し、府県担当者から調査対象者に配信。調査対象者は環境省の委託業者に直接返信
- ・回答は、昨年度回答された内容から変更がない場合は回答しない（変更なしと記述）
- ・昨年度から変更ある場合は、修正履歴が分かるように回答票へ記述
- ・調査結果の公表は全体分析、府県別分析までとし、自治体等別の調査結果は公表しない。府県を含むブロック協議会構成員に対する情報提供も公表情報のみ

図表 1 アンケート調査（災害廃棄物仮置場）の配信と回収の結果

調査内容		調査実施方法
1	災害廃棄物仮置場	アンケート調査
2	危険物取扱施設及び石綿（アスベスト）含有建築物	
3	し尿処理関連施設・資機材	
4	災害廃棄物処理に関する研修・訓練 ※1	環境省本省 アンケートの活用
5	自治体の一般廃棄物処理施設 ※2	
6	災害時相互協定 ※1	
7	災害時の交通網整備	公表情報の確認
8	災害廃棄物処理計画の策定状況等	環境省本省 アンケートの活用等

注．自治体の一般廃棄物処理施設・・・※1：災害廃棄物処理に関する研修・訓練及び災害時相互協定・・・平成 30 年度本省調査、※2「一般廃棄物処理実態調査 平成 28 年度調査結果」（平成 30 年 4 月公表）

2.1.1 災害廃棄物仮置場

(1) 調査趣旨

近畿ブロックの全自治体を対象に、災害発生時における廃棄物の仮置場の候補地の選定状況を把握した。なお、避難場所、仮設住宅用地等の候補を含めたオープンスペースとして選定している場合も合わせて把握した。府県、市町村、一部事務組合等を対象とした。

(2) 調査結果

①調査対象及び回収状況

府県の担当者を通じて、全市町村へ調査票を配信・回収した。

なお、一部事務組合は20団体の調査票を回収したが、1～2団体程度しか回答がなかった。そのため、調査結果の回答は、府県・市町村の回答163団体について整理した（一部事務組合の回答は、各図表の欄外に示した）。

図表 2 アンケート調査（災害廃棄物仮置場）の配信と回収の結果

	配信数			回収数			有効回答数			回答率(有効回答数/配信数)		
	府県・市町村	一部事務組合	計	府県・市町村	一部事務組合	計	府県・市町村	一部事務組合	計	府県・市町村	一部事務組合	計
滋賀県	20	8	28	19	7	26	19	3	22	95%	38%	79%
京都府	27	7	34	20	3	23	19	2	21	70%	29%	62%
大阪府	44	0	44	35	0	35	35	0	35	80%	－	80%
兵庫県	42	16	58	35	15	50	33	7	40	79%	44%	69%
奈良県	40	0	40	30	0	30	30	0	30	75%	－	75%
和歌山県	31	16	47	28	16	44	27	8	35	87%	50%	74%
計	204	47	251	167	41	208	163	20	183	80%	43%	73%

注．有効回答数・・・調査票の返信があった回収数のうち無効票（すべての設問が無回答）を除いた回答数

②調査結果概要

○仮置場候補地をリストアップ済みの自治体は昨年度と同程度の全体の3割に留まる

「仮置場候補地をリストアップ済みである」と回答した自治体の割合は昨年の33.3%から1ポイント減少しているものの、昨年度調査から変化はほとんどない。なお、現在リストアップ中、今後リストアップする予定である回答を含めると、全体の9割以上に達する。

リストアップされた候補地の土地所有者の割合は、府県有地が昨年度の8.8%より約6ポイント増加し、14.3%となった。全体の傾向としては昨年度から大きな変更はなく、約8割は公有地であり、1割程度が民有地である。

○仮置場候補地は運動場や公園が多く、住居地域に立地しているケースが多い

リストアップされている候補地は、運動場・公園が全体の約半数を占める。全体的な傾向に大きな変更は無いが、港湾、駐車場、最終処分場（供用中）の割合が増加している。また、周辺に住居地域が立地する候補地は全体の3割であった。

○所有者等と未調整のケースや仮置場として利用可能な面積について未把握のケースが多い

候補地の所有者等と未調整のケースは全体の7割以上となっており、オープンスペースとして位置づけられている（災害時の用途が未決定で、発災後に防災等の関連部局との調整が必要となる）ケースは全体の半数を超えた。

候補地の敷地面積のうち仮置場として利用可能な面積について不明と回答された場所は約4割あり、仮置場として使用可能な有効面積は十分に把握されていない。一方、無回答が昨年度30.1%より4ポイント減少し26.0%となり、使用可能な面積15,000㎡以上の回答が昨年度4.6%より約5ポイント増加し、9.2%となった。

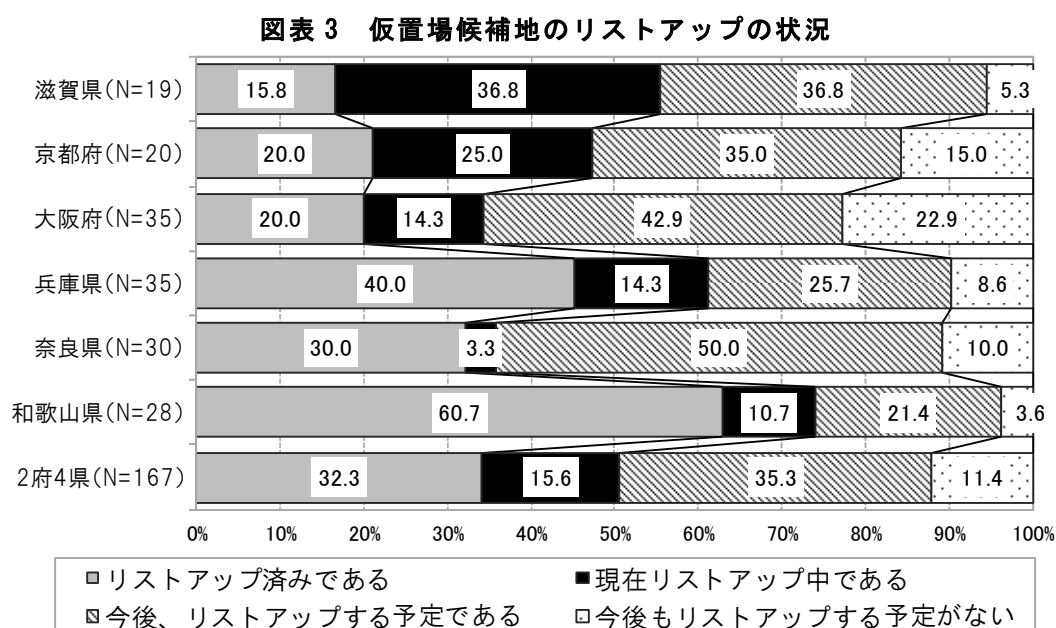
(3) アンケート調査の結果

①仮置場候補地のリストアップの状況

府県ごとの状況を見ると、リストアップ済みの割合は、和歌山県が最も多く60.7%（昨年度59.3%）、次いで兵庫県が45.5%（昨年度45.2%）、奈良県が32.3%（昨年度20.0%）であった。

また、「現在リストアップ中である」、「今後、リストアップする予定である」を含めると、すべての府県で約7割以上の市町村で取組が進められている。

2府4県の合計を見ると、「リストアップ済み」は32.3%（昨年度33.0%）、「現在リストアップ中である」は15.6%（昨年度は11.4%）である。



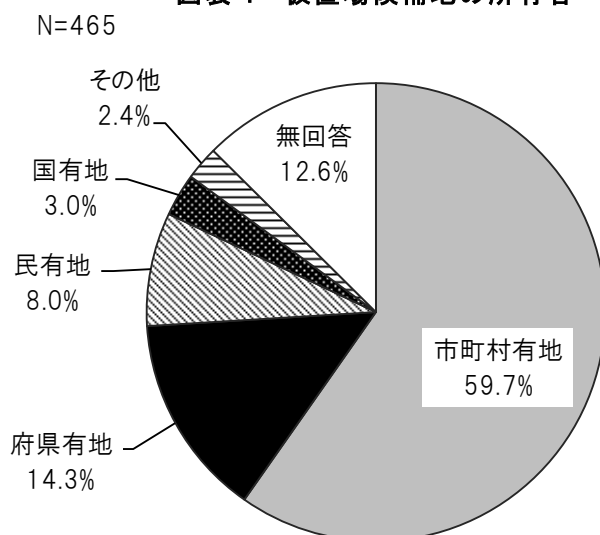
注. 一部事務組合…今後もリストアップ予定がない：1件、無回答：19件

②仮置場候補地の所有者

リストアップ済みと回答のあった仮置場候補地は全体で465箇所であった。

仮置場候補地の所有者は「市町村有地」、「府県有地」が全体の約6割と多く、「民有地」は約1割であった。昨年度と比較して全体の比率としては大きな変化はない。

図表 4 仮置場候補地の所有者

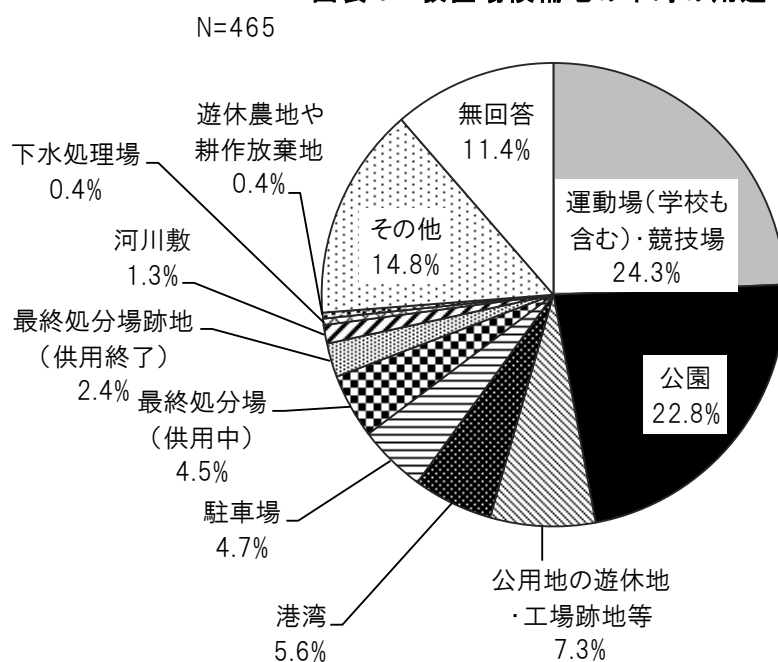


注．母数（N=465）は回答のあった仮置場候補地の箇所数

③仮置場候補地の平時の用途

仮置場候補地の平時の用途はリストアップ済みの仮置場候補地465箇所中、「運動場（学校も含む）・競技場」、「公園」で約半分を占め、次いで「公用地の遊休地・工場跡地等」、「港湾」、「駐車場」が用途として挙げた。昨年度と比較して全体の比率としては大きな変化はない。

図表 5 仮置場候補地の平時の用途



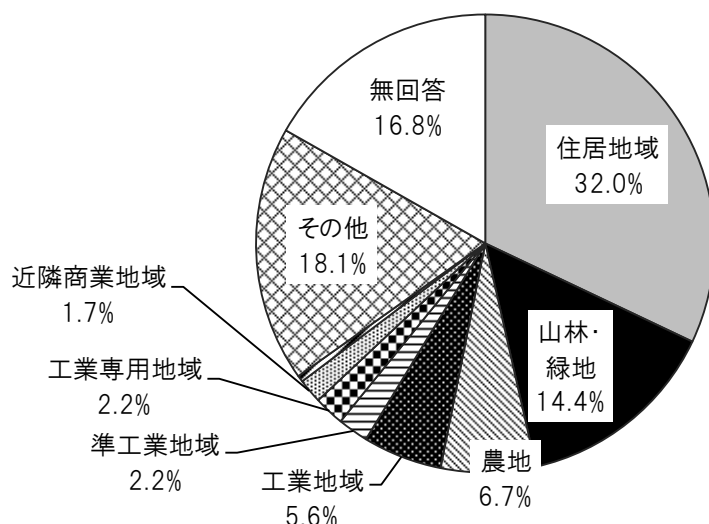
注．母数（N=465）は回答のあった仮置場候補地の箇所数

④仮置場候補地の周辺の主な土地利用

リストアップ済みの仮置場候補地465箇所の周辺の主な土地利用として「住居地域」が最も多く、次いで、「山林・緑地」、「農地」で約半数（53.1%）を占める。昨年度と比較して全体の比率には大きな変化はない。

図表 6 仮置場候補地の周辺の主な土地利用

N=465



注．母数（N=465）は回答のあった仮置場候補地の箇所数

⑤仮置場候補地の面積

ア）府県別の敷地面積

近畿ブロック内の自治体で災害時の仮置場候補地としてリストアップされている敷地465箇所の面積を2府4県別に整理すると以下のとおりであった。

敷地面積の合計は、昨年度の1,102万㎡から3,502万㎡に倍増している。特に、大阪府内、奈良県内、和歌山県内において仮置場候補地の敷地面積が大きく増加している。京都府内では仮置場候補用地の敷地面積が減少している。減少の理由としては、リストアップ状況の回答へ「仮置場候補用地をリストアップ中である」との回答をしていることから、仮置場候補用地の見直しを行っているものと考えられる。

図表 7 仮置場候補地の敷地面積（府県別集計）（単位：万㎡）

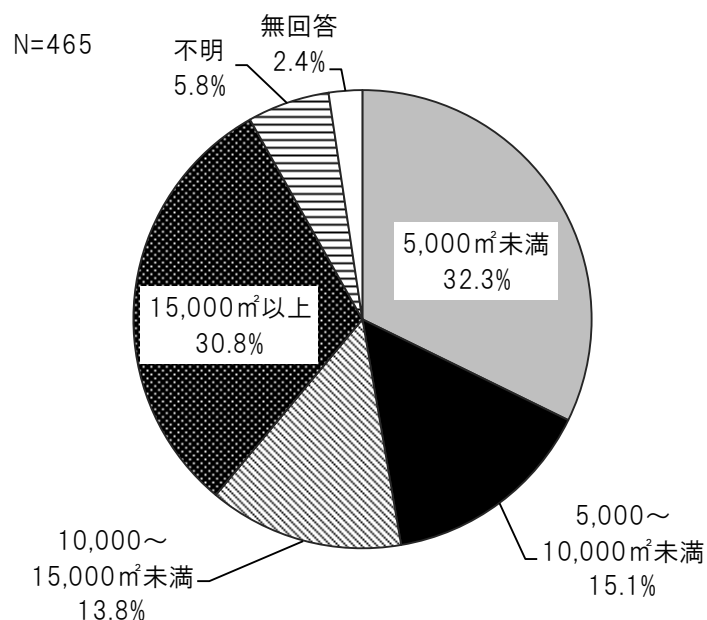
年度	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	合計
平成30年度	75	31	2,650	63	77	606	3,502
平成29年度	75	72	517	65	30	343	1,102
平成28年度	10	72	24	47	27	344	524

注．今年度の調査で敷地面積不明・無回答の仮置場候補地が 39 件

イ) 敷地面積

リストアップ済みの仮置場候補地465箇所の敷地面積は「5,000㎡未満」が32.3%と最も多く、次いで「15,000㎡以上」が30.8%となっている。「15,000㎡以上」は、昨年度（26.2%）より約5ポイント増加している。

図表 8 仮置場候補地の敷地面積（規模別集計）

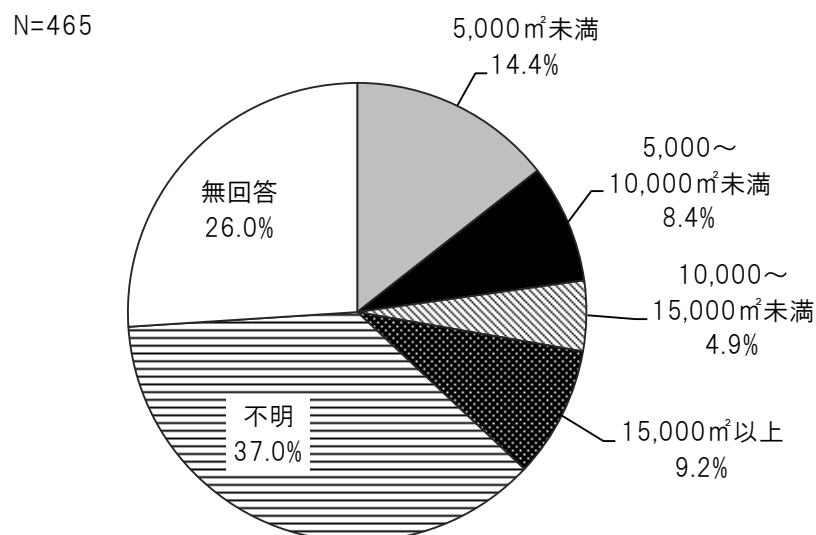


注．母数（N=465）は回答のあった仮置場候補地の箇所数

⑥敷地面積のうち仮置場として使用可能な面積

リストアップ済みの仮置場候補地465箇所の敷地面積のうち山林や建物等を除いた仮置場として使用可能な面積は「不明」が37.0%、無回答が26.0%となった。使用可能な面積が把握できているものは全体の約4割（36.9%）程度で、昨年度の29.1%より約7ポイント増加している。10,000㎡以上を仮置場として使用可能であるものは約14%であった。

図表 9 仮置場候補地の敷地面積のうち仮置場として使用可能な面積（規模別集計）



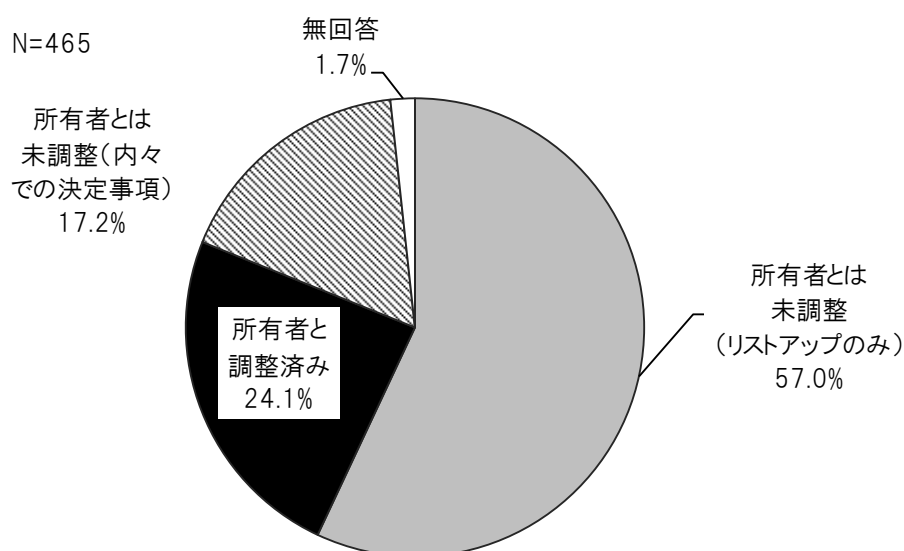
注．母数（N=465）は回答のあった仮置場候補地の箇所数

⑦仮置場候補地における所有者との調整状況

リストアップ済みの仮置場候補地465箇所について、「所有者と調整済み」の割合は24.1%（昨年度25.9%）に留まり、所有者と未調整の候補地の割合は全体の約7割（昨年度約7割）となっている。

「無回答」の割合は1.7%程度であるが、昨年度の0.7%より1ポイント増加している。

図表 10 仮置場候補地の所有者との調整状況

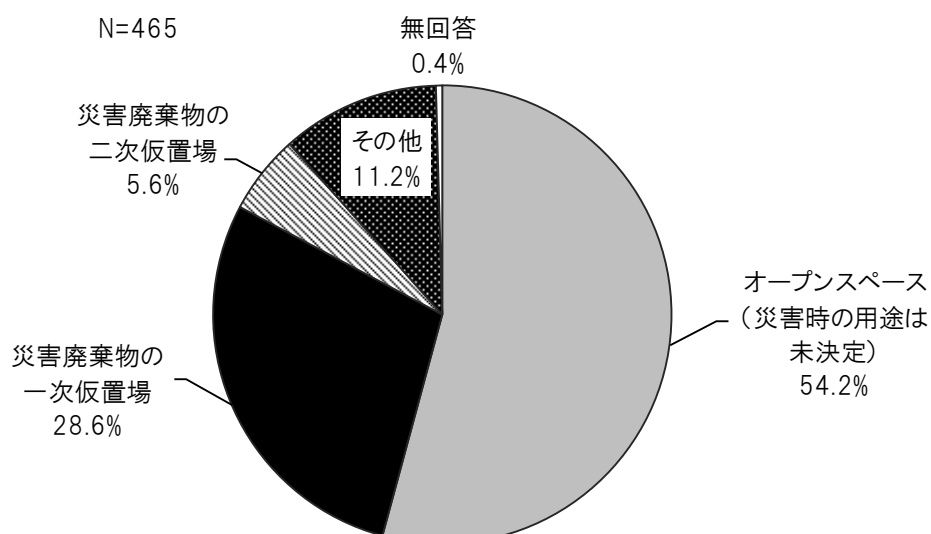


注．母数（N=465）は回答のあった仮置場候補地の箇所数

⑧仮置場候補地の位置づけ

リストアップ済みの仮置場候補地465箇所の位置づけとして「オープンスペース（災害時の用途は未決定）」が54.2%であり、発災後に防災等の関連部局との調整が必要となる場合が多い状態であった。昨年度と比較して、全体的な比率に大きな変化はなかった。

図表 11 仮置場候補地の位置づけ



注．母数（N=465）は回答のあった仮置場候補地の箇所数

(4) 今後の必要な取組に関する考察

○仮置場候補地の使用に向けた調整が必要

仮置場の予定候補地について「仮置場候補地をリストアップ済みである」と回答した自治体は全体の3割程度に留まり、昨年度から大きな変更は無かった。

仮置場は発災直後の2～3日には開設する必要があるため、事前に候補地をリストアップしておくことが必要である。

仮置場候補地の面積は昨年度から全体で約3倍増加しており、ほとんどの府県で増加傾向にあり、各府県で仮置場の検討が進められている。

しかし、仮置場候補地のうち使用可能であると確認ができている候補地は、全体の約3割にとどまり、仮置場面積として望ましいとされる10,000㎡以上の仮置場では全体の1割程度であった。

○用途別の仮置場候補地の検討が必要

リストアップされている仮置場候補地の平時の用途は、昨年度と傾向に変更は無く運動場や公園が多いが、その他の用途の仮置場候補地も増加している。

仮置場候補地周辺の主な土地利用についても昨年度と同様住居地域、山林・緑地、農地に立地しているケースが多いものの、その他の土地利用の仮置場候補地も増加している。

災害規模により運動場や公園等の住民用仮置場が有効に機能することから、住民用仮置場として使用する場合の仮置場候補地と、一次仮置場、二次仮置場といった住民搬入以外の仮置場候補地として使用可能な工場跡地や港湾等、地域住民の生活区域との近接地以外の仮置場候補予定も検討しておくことが必要である。

○災害時における仮置場の使用を見据えた事前対策が必要

仮置場候補地は、昨年度と同様所有者等と未調整のケースや敷地面積のうち仮置場として利用可能な面積について未把握の回答が多いが、昨年度より「不明」、「無回答」との回答は約7ポイント減少しており、昨年度から各自治体の仮置場候補地に関する調査が進んだものと考えられる。

仮置場候補地の位置づけとしてオープンスペース（災害時の用途が未決定）が昨年度よりわずかに増加した。

災害種別により、即時に仮置場の設置が必要になる場合があることから、可能な限り事前に庁内関係課や所有者との調整を行っておくことが望ましい。

仮置場候補地については、あらかじめ現地視察等を行い、仮置場として利用可能な面積の把握、搬入路の確認や大まかなレイアウトの検討を行っておくことが重要である。

2.1.2 危険物取扱施設及び石綿（アスベスト）含有建築物

危険物取扱施設、石綿（アスベスト）含有建築物（含有疑いのある建築物も含む）の把握状況や、情報の公表に係る状況等について整理する。

府県、市町村等を対象とする。

（1）調査趣旨

大規模災害発生時においては、消防法上の危険物の事故等に伴う災害廃棄物の発生や建築物の解体等を行うにあたり、特に配慮が必要な消防法上の危険物や石綿（アスベスト）含有建築物について、その所在情報等を管理している関係部局からの情報提供をうけて、対応にあたることが必須となる。本調査を実施することで、大規模災害発生時においても関係部局間の円滑な情報共有が進むことを意図した。

（2）調査結果

①調査対象及び回収状況

府県、市町村を対象とした。回収状況は以下のとおり。

図表 12 アンケート調査（危険物（消防法関連）、石綿（アスベスト）含有建築物）の配信と回収の結果

	配信数	回収数	有効回答数	回答率(有効回答数/配信数)
滋賀県	20	19	19	95%
京都府	27	20	19	70%
大阪府	44	35	34	77%
兵庫県	42	35	34	81%
奈良県	40	30	29	73%
和歌山県	31	28	26	84%
計	204	167	161	79%

注．サンプル数には市町村に加え、府県も含む。

注．有効回答数・・・調査票の返信があった回収数のうち無効票（すべての設問が無回答）を除いた回答数

②調査結果の概要

○約6割の自治体が消防法上の危険物に関する情報開示が可能と回答

災害時において消防法上の危険物に関する情報について、関係者に対して開示することが可能であると回答した市町村は、昨年度より約5ポイント増加し全体の6割であった。開示可能な情報の内容としても昨年度と傾向に変化は無く、保管施設名称・住所が全体の約8割、保管・在庫状況は5割弱となった。

○アスベスト台帳を未整備の自治体が全体の約7割

アスベスト台帳の整備、各種台帳を活用した調査を行っていない市町村の傾向は昨年度と変化が無く、アスベスト台帳の整備を行っていない市町村が約7割、建築確認台帳を活用した調査を行っていない市町村が約7割、固定資産課税台帳を活用した調査を行っていない市町村が8割超、石綿含有建材の使用実態調査結果を活用していない市町村が半数超であった。

各設問に共通して「台帳の整備は行っていないが、所管部署が把握している」との回答があった。

また、これらの調査結果を活用したアスベスト所在地マップについては、府県で5割、市町村で約9割が作成していない結果となった。

(3) 消防法上の危険物に関する各情報について

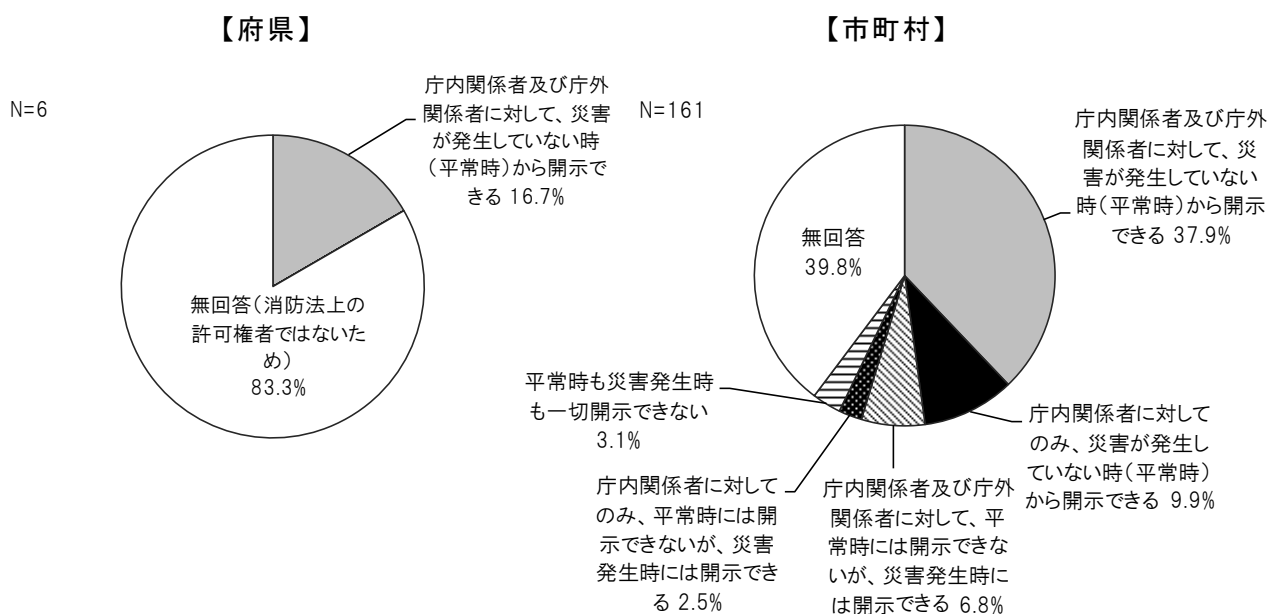
①災害発生時における関係者への情報開示可否

消防法上の危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否に関して市町村の結果を見ると、無回答が39.8%あるが、昨年度の45.3%より約5ポイント減少している。

平常時でも、庁内関係者及び庁外関係者に対しては37.9%、庁内関係者に限定すれば前者と合わせて47.8%（昨年度44.4%）の自治体が情報開示可能であるという回答であった。また、災害発生時においては、情報開示が可能な自治体は昨年度と同様半数以上に達する。一方、「平常時一切情報開示することができない」についても昨年度（2.9%）と同程度の回答があった。

全体の比率について、昨年度から大きな変化はない。

図表 13 消防法上の危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否



注．消防法上の危険物・・・消防法第2条第7項別表に掲げる品目のこと。指定数量未満で、各自治体の火災予防条例で届け出が必要としているものの貯蔵・取扱状況についても本調査の対象とする。

注．災害発生時における関係者・・・行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

注．府県別集計では、消防法上の許可権者に該当する地域を所管している府県は1県のみである。そのほかの府県はすべて、市町村が消防法上の許可権者に該当し、府県が許可権者に該当する地域がないので、無回答（消防法上の許可権者ではないため）として集計している。

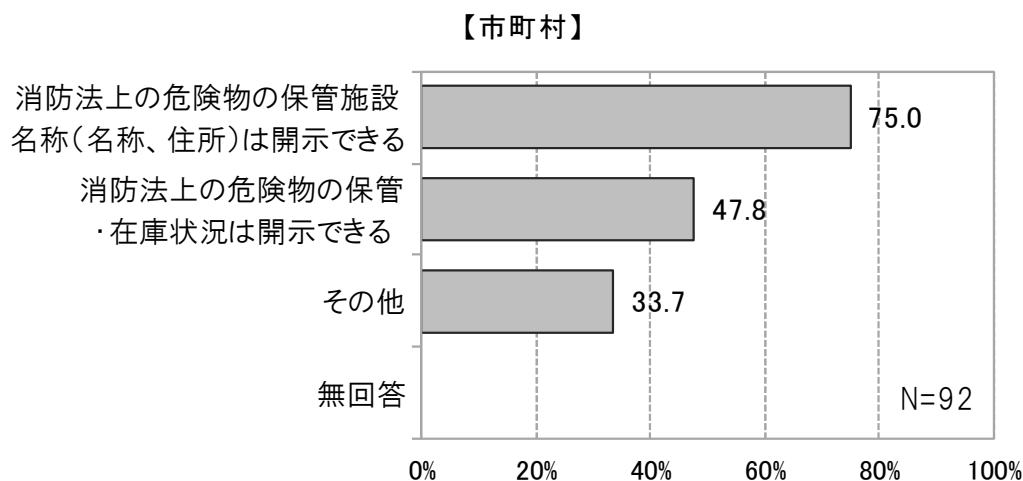
②開示可能な情報の内容

「消防法上の危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否」で「開示できる」と回答した92自治体を対象とし、消防法上の危険物に関する情報のうち災害発生時において関係者へ開示できる内容に関して整理した。

市町村の結果を見ると、消防法上の危険物の保管施設名称（名称、住所）は75.0%（昨年度77.3%）の市町村で開示可能である。また、消防法上の危険物の保管・在庫状況まで開示可能であると回答した市町村は47.8%（昨年度44.3%）であった。

府県では、消防法上の危険物の保管施設名称（名称、住所）を開示可能の回答が1府県よりあった。

図表 14 消防法上の危険物に関する情報のうち災害発生時において関係者へ開示できる内容（複数選択）



注．府県・・・庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時（平常時）から開示できる：1件、非該当（消防法上の許可権者ではないため）：5件

「その他」の主な回答

- ・開示できる内容が限られる（市町村）
- ・個人に関する情報は開示不可（市町村）
- ・市、町の情報公開条例に基づく（市町村）
- ・情報公開請求があれば開示可能（市町村）

注．前問「消防法上の危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否」で「開示できる」と回答した自治体の回答

(4) 自治体管内のアスベスト含有建築物の調査（把握）状況

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）」（環境省 水・大気環境局課 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル検討会 平成29年9月）に、建築物等における石綿使用状況の把握に活用できる情報として、以下の5つの情報が記載されている。

本調査では、近畿ブロック内の自治体における、これらの情報を活用した調査の実施状況、並びに調査結果の開示状況を調査した。

図表 15 建築物等における石綿使用状況の把握に活用できる情報

情報の種類	所管部署	概要
アスベスト台帳	都道府県又は市町村 （建築基準法所管部署）	○国土交通省は地方公共団体が民間建築物における吹付け石綿の使用実態を把握する際の参考として、「建築物石綿含有材調査マニュアル（平成26年11月）」を示している。 ○当マニュアルにおいては、建築基準法において規制対象としている「吹付け石綿」及び「石綿含有吹付けロックウール」を調査してアスベスト調査台帳として整備している。
建築確認台帳	都道府県又は市町村 （建築基準法所管部署）	○石綿の情報そのものは記載されていないが、建築物の建築時期や構造の情報が含まれることから、石綿が使用されている可能性の高い建築物を推定することができる。
固定資産課税台帳	市町村 （税務所管部署）	
自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果	自治体 ・学校教育担当部署 ・病院担当部署 ・社会福祉担当部署 ・公有財産管理部署	○吹付け材については、平成17年度以降、関係各省において学校施設、病院、社会福祉施設等及び地方公共団体所有施設等での使用実態の調査が行われている。 ○保温材等の一部については、平成26年度以降、学校施設、病院、社会福祉施設等での使用実態の調査が行われている。
大気圏汚染防止法の届出履歴	都道府県・大気汚染防止法政令市 （大気汚染防止法担当部署）	○封じ込め・囲い込みの届出履歴から、石綿飛散の可能性のある建築物を特定できる。

出典：災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）（環境省 水・大気環境局課 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル検討会 平成29年9月）より作成

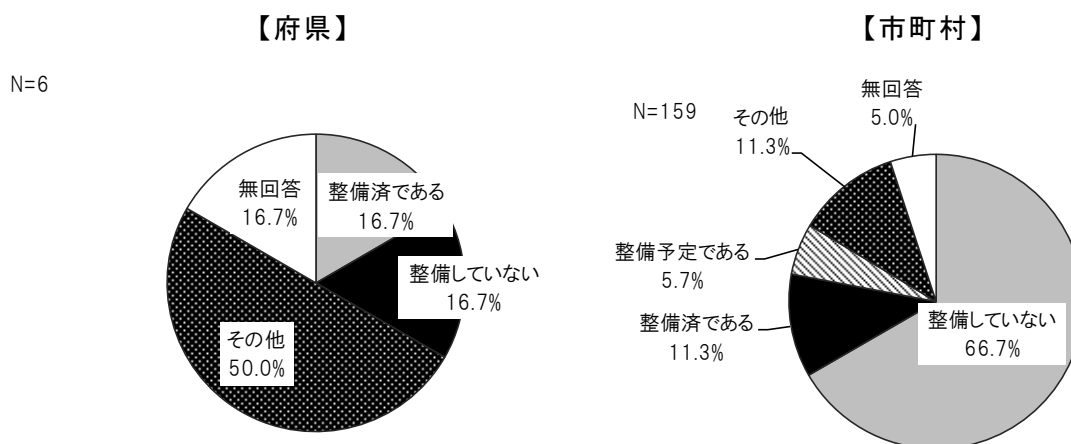
① アスベスト台帳

ア) アスベスト台帳の整備状況

府県と、非該当を除く市町村159自治体についてアスベスト台帳の整備状況を確認した。アスベスト台帳に関して整備済みの自治体は、府県が16.7%、市町村が11.3%であった。整備を行っていない市町村は66.7%であった。

回答結果には、自治体所有の施設の使用実態調査のみを台帳としている場合と、民間所有の施設の使用実態調査も台帳にしている場合の回答の両方が、「整備済み」に集計されていると考えられるため、来年以降のアンケートに反映できるよう検討をする。

図表 16 アスベスト台帳の整備状況



注. 市町村回答は「非該当」を除く

「その他」の主な回答

- ・ 一定条件（規模）の建築物のみ整備済（府県・市町村）
- ・ 施設の所管部署が把握している（市町村）
- ・ 整備中（府県・市町村）

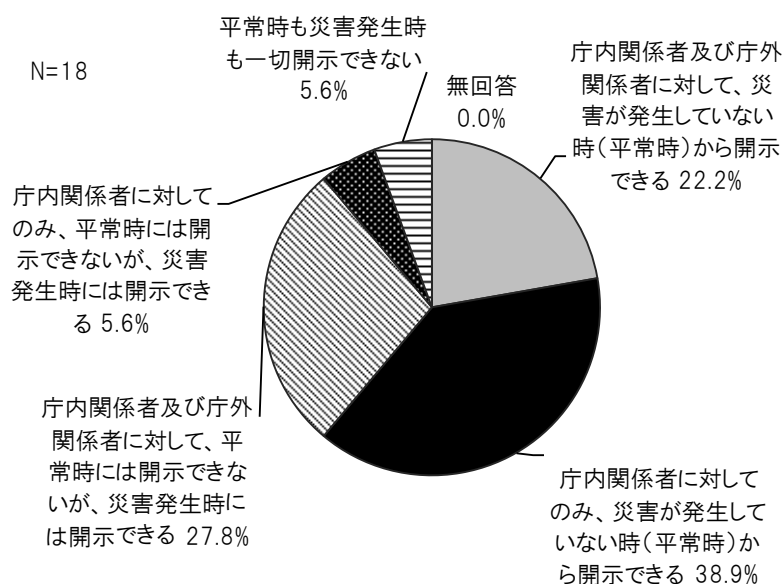
イ) アスベスト台帳の情報開示可否

アスベスト台帳を整備していると回答した18自治体に対して、アスベスト台帳の情報開示可否に関して調査した。

市町村の結果を見ると、平常時であっても、庁内関係者及び庁外関係者に対しては22.2%、庁内関係者に限定すれば前者と合わせて約61.1%の市町村が情報開示可能であると回答し、昨年度39.4%より増加している。また、災害発生時においては、94.5%の市町村において情報開示が可能である。一方、5.6%の市町村においては一切情報を開示することができないと回答された。

府県においては、アスベスト台帳を整備していると回答した府県全てで、平常時であっても、庁内関係者及び庁外関係者に情報開示可能、との回答であった。

図表 17 アスベスト台帳の情報開示可否
【市町村】



注. 前問「アスベスト台帳の整備状況」で「整備済である」と回答した自治体のみの回答

注. 災害発生時における関係者とは…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

注. 府県…庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時(平常時)から開示できる: 1件、非該当(消防法上の許可権者ではないため): 5件

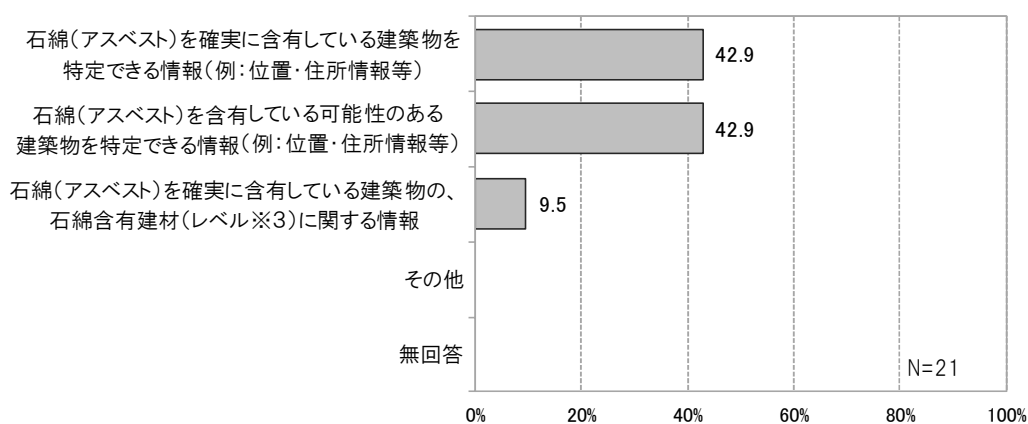
ウ) アスベスト台帳の開示可能な情報の内容

アスベスト台帳を整備済みの1府県、21市町村を対象として、アスベスト台帳の開示可能な情報の内容を整理した。

市町村の結果を見ると、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については47.6%、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については42.9%、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物の石綿含有建材に関する情報（例：位置・住所情報等）については9.5%の市町村が開示可能であると回答された。

図表 18 アスベスト台帳の開示可能な情報の内容（複数選択）

【市町村】



「その他」の主な回答

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・市、町の情報公開条例に基づく（市町村） | ・レベル1のみ開示可能（市町村） |
|----------------------|------------------|

注．前問「アスベスト台帳の整備状況」で「整備済である」と回答した自治体のみの回答

注．アスベストの“レベル”は、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。

レベル1 石綿含有吹付け材

レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材

レベル3 その他の石綿含有建材（成形板等）

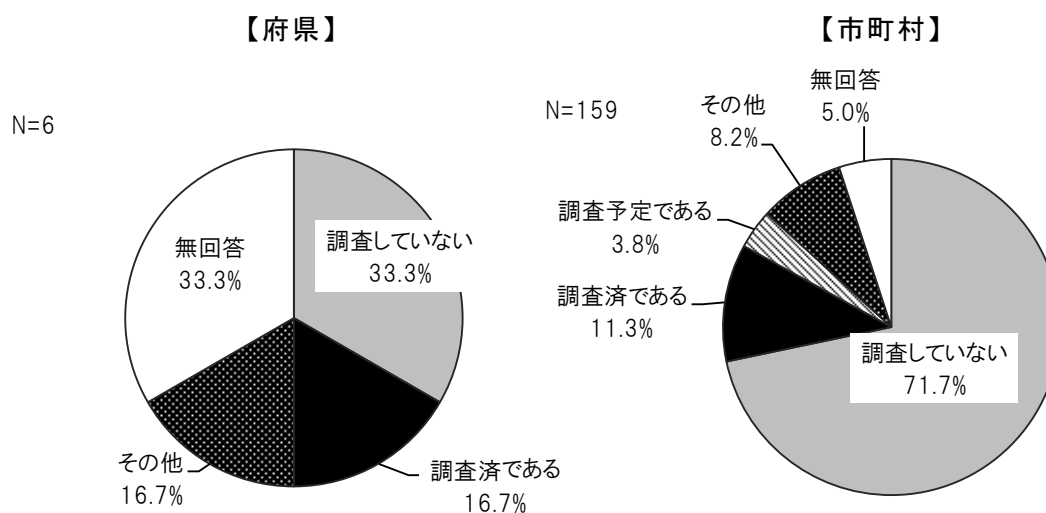
注．府県・・・石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）：1件、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物の、石綿含有建材（レベル※3）に関する情報：1件

②建築確認台帳

ア) 建築確認台帳を活用した調査状況

建築確認台帳の活用によって、石綿含有建物の推定調査を実施している市町村は11.3%であった。調査を行っていない市町村が71.7%であった。

図表 19 建築確認台帳を活用した調査状況



「その他」の主な回答

- ・府、県で整備（市町村）
- ・一定条件（規模）の建築物のみ整備済（市町村）
- ・施設の所管部署が把握している（市町村）
- ・整備中（市町村）
- ・民間施設は整備済（府県）

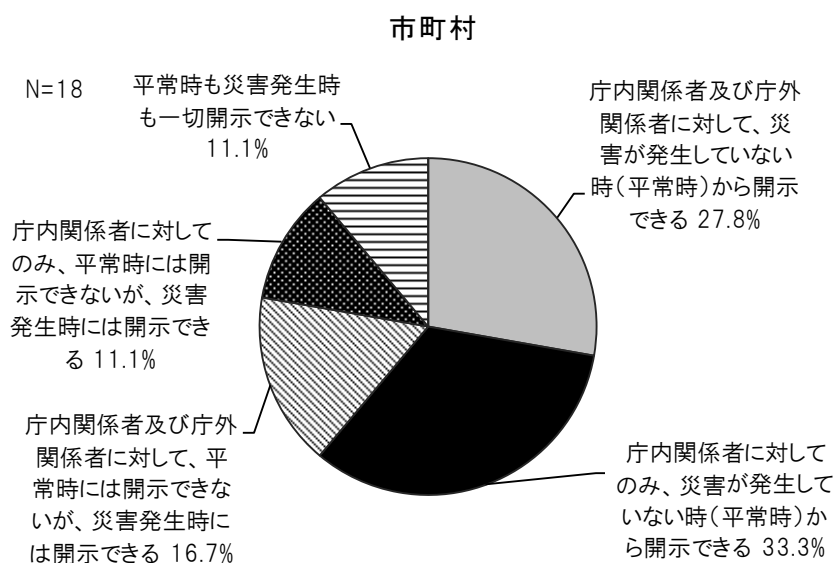
イ) 建築確認台帳を活用した調査結果の情報開示可否

建築確認台帳を活用した調査状況が調査済みの18自治体について、調査結果の情報開示可否を確認した。

市町村の結果を見ると、平常時であっても、庁内関係者及び庁外関係者に対しては27.8%、庁内関係者に限定すれば前者と合わせて61.1%の市町村が情報開示可能であると回答した。また、災害発生時においては、88.9%の自治体において情報開示が可能となる。

一方、市町村の11.1%は一切情報を開示することができないと回答された。

図表 20 建築確認台帳を活用した調査結果の情報開示可否



注. 前問「建築確認台帳を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

注. 災害発生時における関係者…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

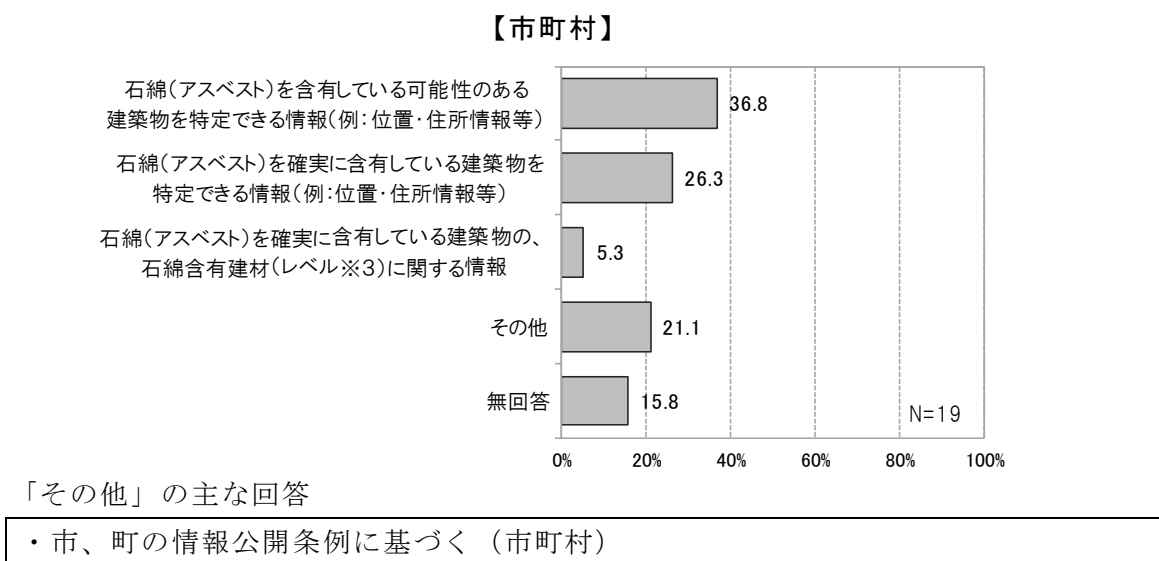
注. 府県…庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時(平常時)から開示できる: 1件、非該当: 3件

ウ) 建築確認台帳を活用した調査結果の開示可能な情報の内容

建築確認台帳を活用した調査状況が調査済みの1府県、19市町村を対象として、調査結果の開示可能な情報の内容に関して整理した。

市町村の結果を見ると、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については36.8%、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については26.3%の市町村が開示可能であると回答された。

図表 21 建築確認台帳を活用した調査結果の開示可能な情報の内容（複数選択）



注．前問「建築確認台帳を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

注．アスベストの“レベル”は、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。

レベル1 石綿含有吹付け材

レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材

レベル3 その他の石綿含有建材（成形板等）

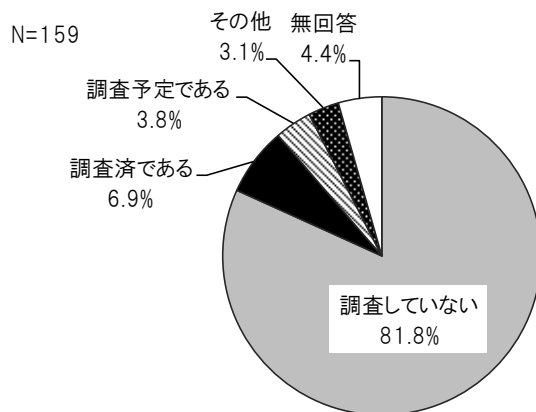
注．府県・・・石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）：1件、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）：1件

③固定資産課税台帳（市町村のみに対する調査）

ア）固定資産課税台帳を活用した調査状況（市町村のみに対する調査）

固定資産課税台帳の活用によって、石綿含有建物の推定調査を実施している市町村は、6.9%であった。調査を行っていない市町村は81.8%であった。

図表 22 固定資産課税台帳を活用した調査状況（市町村）



「その他」の主な回答

・府県で整備を実施（市町村）	・整備中（市町村）
----------------	-----------

イ）固定資産課税台帳を活用した調査結果の情報開示可否（市町村のみに対する調査）

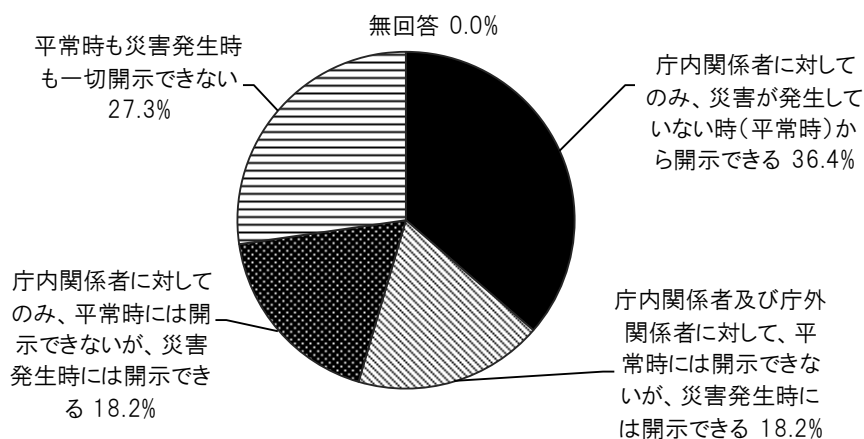
固定資産税台帳を活用した調査状況が調査済みと回答した11市町村を対象として、調査結果の開示可否について整理した。

市町村の結果を見ると、平常時であっても、庁内関係者に限定すれば36.4%の市町村が情報開示可能であると回答した。また、災害発生時には、72.7%（昨年度は63.6%）の自治体において情報開示が可能となる。

一方、市町村の27.3%（昨年度18.2%）は一切情報を開示することができないと回答された。

図表 23 固定資産課税台帳を活用した調査結果の情報開示可否（市町村）

N=11



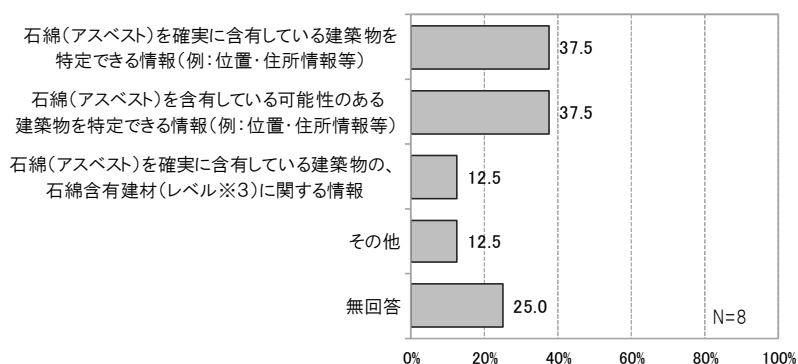
注．前問「固定資産税台帳を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答
 注．災害発生時における関係者とは…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

ウ) 固定資産課税台帳を活用した調査結果の開示可能な情報の内容（市町村のみに対する調査）

固定資産税台帳を活用した調査状況が調査済みと回答した8市町村を対象として、調査結果の開示可能な内容について整理した。

市町村の結果を見ると、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については37.5%、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）についても37.5%の市町村が開示可能であると回答された。

図表 24 固定資産課税台帳を活用した調査結果の開示可能な情報の内容(市町村)(複数選択)



「その他」の主な回答

- ・その都度、開示内容を検討する（市町村）

注．前問「固定資産課税台帳を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

注．アスベストの“レベル”は、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。

レベル 1 石綿含有吹付け材

レベル 2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材

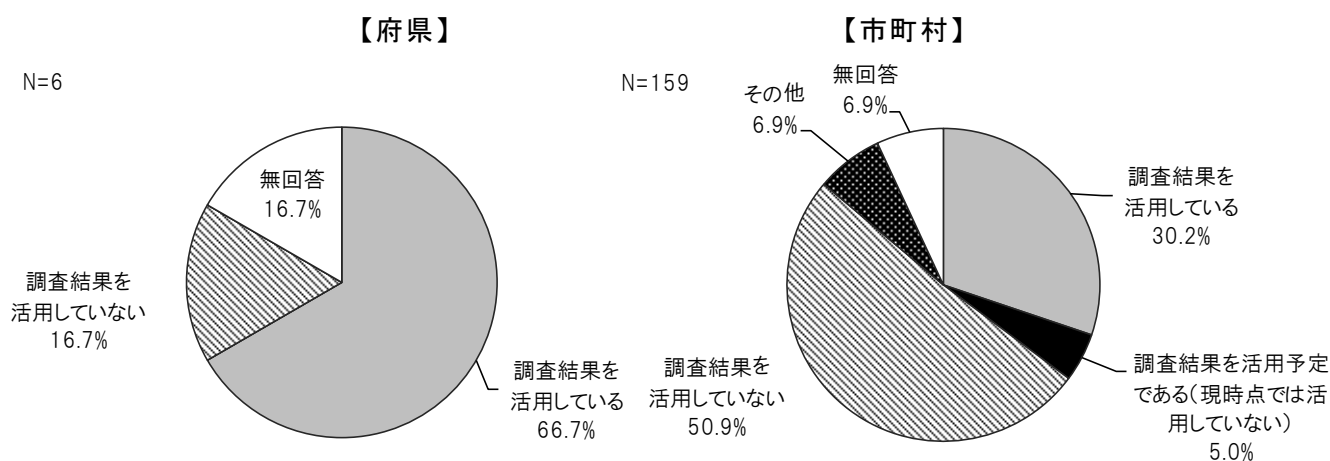
レベル 3 その他の石綿含有建材（成形板等）

④自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果

ア) 自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果の活用状況

自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果に関して活用している自治体は、府県が66.7%（昨年度50.0%）、市町村が30.2%（昨年度30.2%）であった。活用していない自治体は、府県が16.7%（昨年度33.3%）、市町村50.9%（昨年度は53.8%）であった。

図表 25 自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果の活用状況



「その他」の主な回答

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ・ 一部のみ活用（市町村） | ・ 含有建築物なし（市町村） |
| ・ 施設の所管部署が活用している（市町村） | ・ 不明（市町村） |

イ) 自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果の情報開示可否

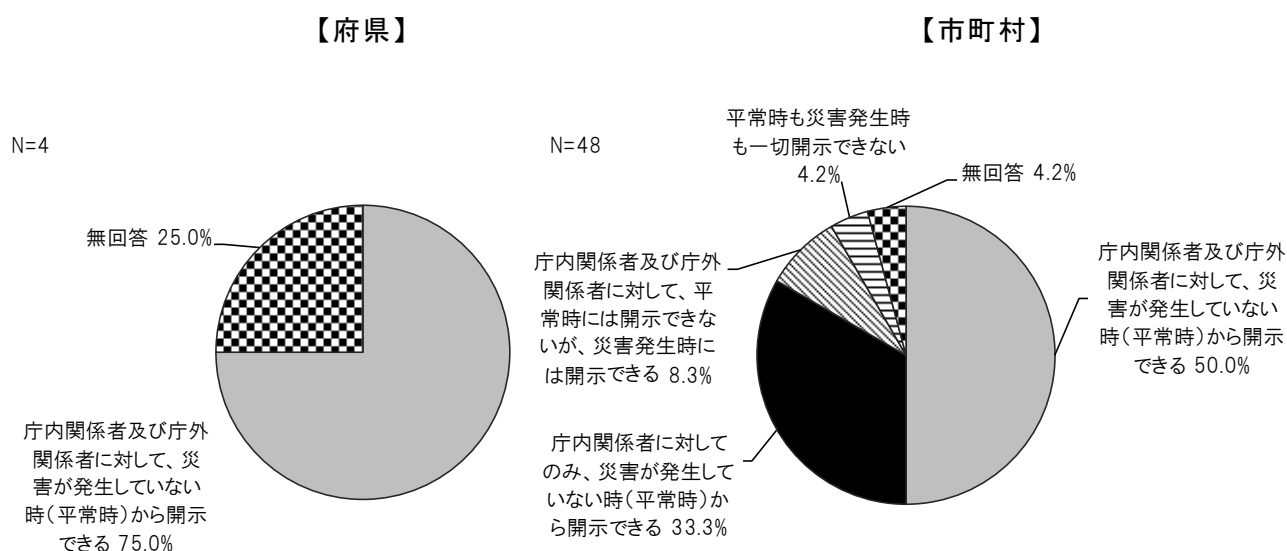
自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用していると回答した4府県、48市町村の情報開示可否に関して整理した。

府県の結果を見ると、平常時であっても、庁内関係者及び庁外関係者に対しては75.0%が情報開示可能であると回答した。

市町村では、平常時であっても、庁内関係者及び庁外関係者に対しては50.0%、庁内関係者に限定すれば前者と合わせて83.3%の市町村が情報開示可能であると回答した。

一方、市町村の4.2%が平常時も災害発生時も一切開示できないと回答した。

図表 26 自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果の情報開示可否



注．前問「自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果の活用状況」で「活用している」と回答した自治体の回答

注．災害発生時における関係者…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

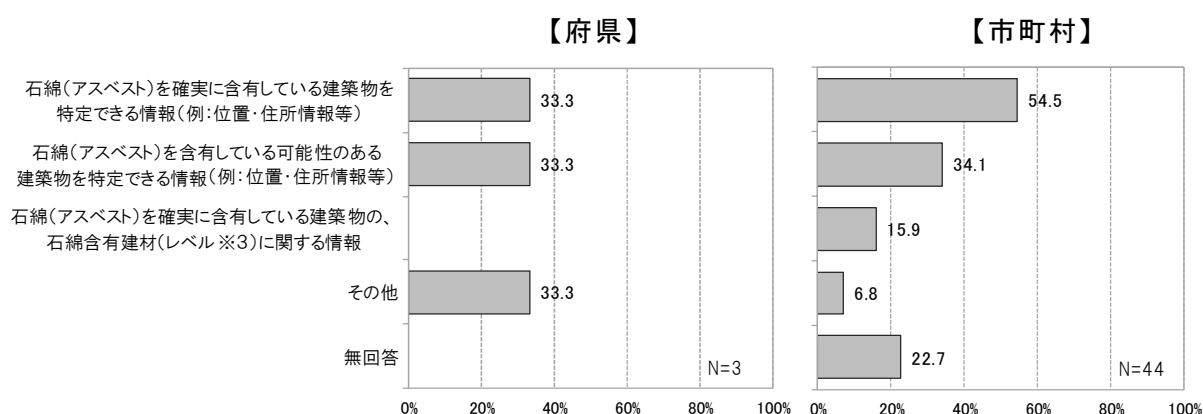
ウ) 自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果の開示可能な情報の内容

自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査を活用している3府県と、44市町村を対象として開示可能な情報の内容に関して整理した。

府県の結果を見ると、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については33.3%、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）についても33.3%の府県が開示可能であると回答された。

市町村では、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については54.5%、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については34.1%の市町村が開示可能であると回答された。

図表 27 自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果の開示可能な情報の内容（複数選択）



「その他」の主な回答

- ・自治体ホームページにて既に公表済み（府県）
- ・既に除去が完了済み（市町村）
- ・自治体の情報公開条例に基づく（市町村）

注．前問「自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果の活用状況」で「活用している」と回答した自治体の回答

注．アスベストの“レベル”は、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。

レベル 1 石綿含有吹付け材

レベル 2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材

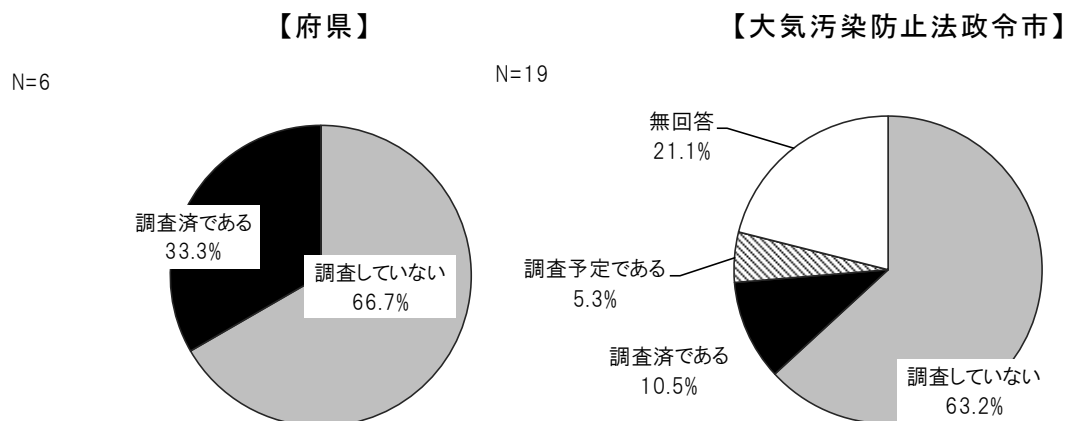
レベル 3 その他の石綿含有建材（成形板等）

⑤大気汚染防止法の届出履歴

ア) 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況

大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査の対象となる府県（N=6）、大気汚染防止法政令市（N=19）に対して調査を行った。大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査に関して調査済みの自治体は、府県が33.3%、市町村は10.5%に留まった。調査を行っていない自治体は、府県が7割弱、市町村が約6割であった。

図表 28 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況（府県、大気汚染防止法政令市）



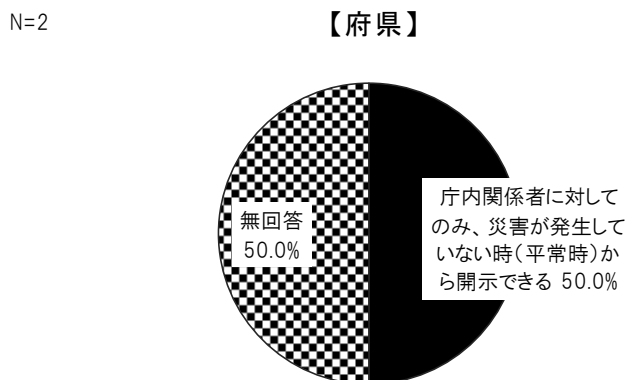
注．大気汚染防止法政令市（N=19）・・・「平成 29 年大気汚染防止法 施行 状況調査（平成 28 年度実績）」（平成 30 年 3 月、環境省）による平成 28 年度末時点の政令指定都市、中核市、特定特例市、大気汚染防止法に定める政令市、特例市

イ) 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の情報開示可否

大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況が調査済みとした2府県、2市の調査結果の情報開示可否について整理した。

大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の情報開示可否に関して、1府県2市が、平常時であっても、庁内関係者及び庁外関係者に対してはすべてが情報開示可能であると回答した。

図表 29 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の情報開示可否



注．前問「大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況」で「調査済みである」と回答した自治体の回答

注．災害発生時における関係者・・・関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

注．大気汚染防止法政令市・・・庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時（平常時）から開示できる 2 件

ウ) 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の開示可能な情報の内容

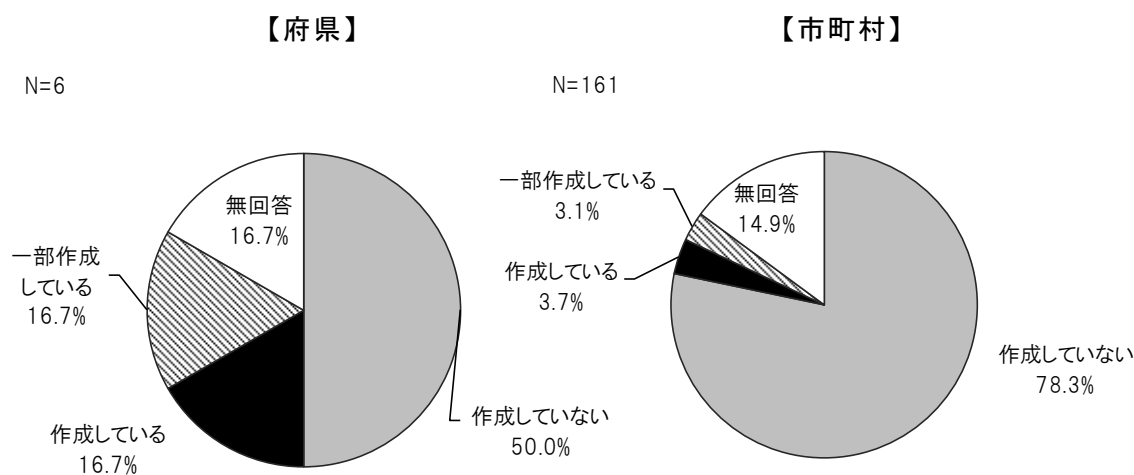
大気汚染防止法の石綿の封じ込め・囲い込みの届出履歴を活用した調査結果が調査済みとした府県、市町村を対象として開示可能な情報の内容に関して整理した。

府県、市町村の結果を見ると、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については、全ての府県、市町村で開示可能であると回答された。

⑥各種調査結果を活用したアスベスト所在地マップの作成状況

各種調査結果を活用したアスベスト所在地マップの作成状況に関しては、府県で50.0%、市町村で78.3%（昨年度85.8%）が作成していない。「一部作成している」と回答した市町村は3.7%であった。

図表 30 各種調査結果を活用したアスベスト所在地マップの作成状況



(5) 今後の必要な取組に関する考察

○危険物含有建築物の調査・情報開示の促進が必要

災害時に、消防法上の危険物に関する情報について、関係者に対して開示することが可能であると回答した市町村は、昨年度より約5ポイント増加し6割となった。また、開示可能な情報の内容としては昨年度から変化は無く、保管施設名称・住所が全体の約8割、保管・在庫状況も開示可能と回答した割合は4割強であった。その他として、「把握はしているが台帳の整備は行っていない」や「在庫状況の把握は行っていない」との回答もあった。

災害発生時に、危険物を保管している建築物の情報が把握できなければ、廃棄物の処理が滞るほか、処理にあたる作業員に危険が及ぶ可能性があることから、平時から、危険物含有建築物を調査し、それらの調査結果の開示に取り組む必要がある。

○関連部局との連携のもと、石綿（アスベスト）含有建築物の把握・情報開示の促進が必要

本調査結果から、アスベスト台帳未整備の市町村が約7割、建築確認台帳、固定資産課税台帳を活用した調査を行っていない市町村がともに約8割、石綿含有建材の使用実態調査結果を活用していない市町村が半数超であり、昨年度より傾向に変化が無いことから、アスベスト含有建築物の把握調査が進んでいない。

さらに、これらの調査結果を活用したアスベスト所在地マップについては、市町村でわずかに作成が進んでいるものの、全体の傾向は昨年度と変化なく、こちらも全体として作成が進んでいない結果となった。

災害時の廃棄物処理において、危険の周知が重要であることから、関連部局と連携した取組を進める必要がある。

図表 31 府県別石綿（アスベスト）含有建築物の調査状況

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿全体
アスベスト台帳	1	0	5	3	0	10	19
	5.3%	0.0%	14.3%	8.6%	0.0%	35.7%	11.4%
建築確認台帳	2	0	5	4	3	5	19
	10.5%	0.0%	14.3%	11.4%	10.0%	17.9%	11.4%
固定資産課税台帳	1	0	5	2	1	2	11
	5.3%	0.0%	14.3%	5.7%	3.3%	7.1%	6.6%
自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果	5	6	14	9	6	12	52
	26.3%	30.0%	40.0%	25.7%	20.0%	42.9%	31.1%
大気汚染防止法の届出履歴	0	0	1	2	1	1	5
	0.0%	0.0%	2.9%	5.7%	3.3%	3.6%	3.0%

注．数字は各情報について「整備済である」または「調査済である」と回答した自治体（府県と市町村の合計）の数

注．割合（％）は、回答があった自治体数を母数とした割合である。

2.1.3 し尿処理関連施設・資機材

簡易トイレの備蓄数、マンホールトイレの設置数、し尿運搬用バキューム車の保有数、し尿処理施設の数・規模等について整理する。

府県、市町村、一部事務組合等を対象とする。

(1) 調査趣旨

大規模災害発生時においては、し尿処理関連資材・機材等（簡易（移動）トイレ、マンホールトイレ、バキューム車を含む）の配備・設置状況について、その所在情報等を管理している関係部局からの情報提供を受けて、対応にあたることが必須となる。本調査を実施することで、大規模災害発生時においても関係部局間の円滑な情報共有が進むことを意図した。

(2) 調査結果

①調査対象及び回収状況

府県、市町村、一部事務組合を対象とした。回収状況は以下のとおりであった。

図表 32 アンケート調査（し尿処理関連）の配信と回収の結果

	配信数			回収数			有効回答数			回答率(有効回答数/配信数)		
	府県・市町村	一部事務組合	計	府県・市町村	一部事務組合	計	府県・市町村	一部事務組合	計	府県・市町村	一部事務組合	計
滋賀県	20	8	28	19	7	26	19	4	23	95%	50%	82%
京都府	27	7	34	20	3	23	20	3	23	74%	43%	68%
大阪府	44	0	44	35	2	37	34	2	36	77%	－	82%
兵庫県	42	16	58	35	15	50	34	7	41	81%	44%	71%
奈良県	40	0	40	30	0	30	28	0	28	70%	－	70%
和歌山県	31	16	47	28	16	44	28	11	39	90%	69%	83%
計	204	47	251	167	43	210	163	27	190	80%	57%	76%

注．一部事務組合等を含むメールの配信数（母数）は府県担当者より確認。

注．他府県に跨る一部事務組合は、両府県でカウントしている。

注．回収率の割合（％）は、一部事務組合について回答が必要ない場合があるため府県・市町村のみの回収率を示した。

②回答結果

調査の結果、近畿ブロックのトイレの配備・備蓄状況は、携帯トイレが約150万個（昨年度から約30万個の減少）、災害用トイレが約3.5万個（昨年度から約8万個の減少）、マンホールトイレ（貯留型）が約0.3万個（昨年度から約1.7万個の減少）となった。

また、バキューム車が約900台（昨年度から約200台の減少）、し尿処理施設は128箇所（昨年度から10箇所の増加）で収集人口は約400万人（昨年度から約30万人の減少）となった。

図表 33 トイレの配備・備蓄状況（府県別集計）

府県	トイレ(個)							バ キ ュ ー ム 車 (台)	し尿処理施設	
	簡易(移動)トイレ				マンホールトイレ				施設数	収集人口 (人)
	携帯	簡易	組立	災害用	本管直結 型	流下型	貯留型			
滋賀県	100,935	1,088	985	159	39	40	130	70	13	984,345
京都府	337,114	5,103	2,083	29	64	25	791	83	10	456,093
大阪府	292,018	9,763	4,448	6,658	207	530	1,304	270	29	242,807
兵庫県	179,151	3,886	3,365	365	218	95	303	198	22	623,864
奈良県	52,798	2,521	930	58	57	0	70	48	17	272,704
和歌山県	526,966	9,763	4,448	6,658	15	19	555	224	37	1,399,999
計	1,488,982	32,124	16,259	13,927	600	709	3,153	893	128	3,979,812
H29計	1,796,788	30,028	15,970	21,165	587	641	4,828	1,099	118	4,310,522
H28計	1,739,579	24,517	14,372	15,452	596	591	3,271	898	110	2,926,126

注．回答があった数字の単純合計値（無回答の場合は0とした）。

注．簡易（移動）トイレ、マンホールトイレ、バキューム車の各数字は、自治体による備蓄・直営分と委託業者等の外部からの調達分を合算した数値。

図表 34 （参考）簡易（移動）トイレの分類

選択肢	写真(イメージ)	説明
1. 携帯トイレ		・袋の中に水分を吸収するシートがセットになっているもの。シートの代わりに凝固剤を添加するタイプもある。 ・オプションとして消臭剤がセットのもの、臭気漏れを防ぐための外袋があるものもある。
2. 簡易トイレ		・多目的トイレ内等、室内に設置できるトイレ。 ・オマル式で洋式タイプが多い。溜まった大小便を始末する必要がある。（水・電気不要） ・機械的に大小便を袋の中にパッキングするタイプ。座イス型のもので、臭気をシャットアウトできることが特徴。（電気のみ必要）
3. 組立トイレ		・その場で組み立てることが必要なトイレ。 ・大小便を便槽に貯留するタイプ。汲み取りが必要。（水も電気も不要） ・マンホールへ直結し、大小便をマンホール内に落とすタイプ（水も電気も不要）便槽に貯留するものは、汲み取りの際に水が必要。
4. 災害用トイレ		・イベントや工事の仮設トイレとして利用されることが多いもの。・トイレレットペーパーや消臭剤、室内照明等も併せて手配要。 ・避難所への設置数、貯留容量を把握し、くみ取り計画を同時に検討することが必要。

出典：兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き」（平成26年4月）をもとに作成

2.2 昨年度の更新・補完調査

2.2.1 災害廃棄物処理に関する研修・訓練（環境省本省調査、平成30年度調査結果）

災害廃棄物に係る研修・訓練等（防災訓練の一環として実施するものを含む）の実績及びその内容等について整理した。府県、市町村、一部事務組合等を対象とした。

環境省本省が実施する平成30年度廃棄物処理実態調査において、災害廃棄物処理に係る研修・訓練に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較しながら整理した。

（以降、本省アンケート結果を入手後に追記）

2.2.2 自治体の一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設（中間処理、最終処分等）の概要（処理対象物、処理能力、受入意向・条件、受入可能量）等について整理した。

府県、市町村、一部事務組合、民間企業等を対象とした。

（1）調査結果

環境省本省が実施した一般廃棄物処理施設（以下「一廃処理施設」とする。）を対象とした一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度調査結果、平成 30 年 4 月 10 日公表）をもとに、近畿ブロックにおける一廃処理施設の処理能力を整理した。

近畿ブロックは年間焼却能力で約 920 万トン、年間破碎能力で約 125 万トンであった。

図表 34 近畿 2 府 4 県における一廃処理施設の年間処理能力（定格値）

処理施設	施設数	処理能力(日量) (t/日)	処理能力 (t/年)	処理量 (t/年)	処理可能量 (t/年)
焼却処理施設	145	29,647	9,190,415	5,694,619	3,495,796
滋賀県	13	1,538	476,780	326,533	150,247
京都府	18	3,121	967,510	633,933	333,577
大阪府	44	13,391	4,151,055	2,684,157	1,466,898
兵庫県	32	7,635	2,366,850	1,402,110	964,740
奈良県	23	2,391	741,210	352,421	388,789
和歌山県	15	1,571	487,010	295,465	191,545
破碎処理施設	87	4,022	1,246,727	257,760	988,967
滋賀県	12	323	100,130	20,791	79,339
京都府	10	688	213,404	32,369	181,035
大阪府	28	1,315	407,495	99,612	307,883
兵庫県	22	1,228	380,618	85,802	294,816
奈良県	13	363	112,530	16,744	95,786
和歌山県	2	105	32,550	2,441	30,109

注．処理能力（年間）は、年間最大稼働日数を310日と仮定して概算した。

注．焼却機能を有する施設は、データベースにおいて“焼却”に分類される施設、破碎機能を有する施設は“粗大”に分類される施設に加え、“資源化”“その他”に分類される施設のうち破碎の処理能力を有する施設を抽出した。

注．休止の施設は対象外とした。

図表 35 一般廃棄物処理施設一覧（滋賀県）

《焼却機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	炉型式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
大津市	大津市環境美化センター	流動床式	全連続運転	180	1988	44,965
大津市	大津市北部クリーンセンター焼却施設	ストーカ式(可動)	全連続運転	170	1989	39,966
彦根市	彦根市清掃センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	90	1977	30,328
近江八幡市	近江八幡市環境エネルギーセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	76	2016	13,095
草津市	草津市立クリーンセンター(ごみ焼却処理施設)	ストーカ式(可動)	准連続運転	150	1997	32,640
守山市	守山市環境センター焼却施設	流動床式	全連続運転	90	1985	16,424
栗東市	栗東市環境センター	ストーカ式(可動)	全連続運転	76	2002	15,249
野洲市	野洲クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	90	1982	6,654
野洲市	野洲クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	43	2016	4,517
高島市	高島市環境センター	流動床式	全連続運転	75	2002	13,675
湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ(焼却施設)	ストーカ式(可動)	全連続運転	168	1998	34,074
中部清掃組合	日野清掃センター	流動床式	全連続運転	180	2007	36,987
甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合衛生センター第2施設(ごみ処理施設)	流動床式	准連続運転	150	1995	37,959
合計				1,538	合計	326,533

《破碎機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
大津市	大津市北部クリーンセンター粗大ごみ処理施設	併用	45	1991	2,244
大津市	大津市大津クリーンセンター破碎施設	破碎	25	1983	2,129
彦根市	彦根市清掃センター	併用	50	1979	1,506
近江八幡市	近江八幡市環境エネルギーセンター	破碎	10	1997	892
草津市	草津市立クリーンセンター(破碎ごみ処理施設)	破碎	30	1986	3,747
守山市	守山市環境センター粗大ごみ処理施設	破碎	6	2002	1,105
栗東市	栗東市環境センター	破碎	25	1985	1,334
野洲市	野洲クリーンセンター	併用	22	1997	506
湖南市	湖南市リサイクルプラザ	併用	15	2004	751
高島市	高島市環境センター	破碎	40	1990	4,178
湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センタークリーンプラント	破碎	5	1997	577
中部清掃組合	粗大ごみ処理施設	併用	50	1994	1,822
合計			323	合計	20,791

図表 36 一般廃棄物処理施設一覧（京都府）

《焼却機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	炉型式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
京都市	京都市南部クリーンセンター第一工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	600	1986	144,783
京都市	京都市北部クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	400	2006	90,748
京都市	京都市東北部クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	700	2001	153,526
福知山市	福知山市ごみ焼却施設	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	1999	18,200
舞鶴市	舞鶴市清掃事務所(第二工場)	ストーカ式(可動)	バッチ運転	60	1983	7,625
舞鶴市	舞鶴市清掃事務所(第一工場)	ストーカ式(可動)	准連続運転	80	1993	15,170
宮津市	宮津市清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	75	1992	10,613
亀岡市	桜塚クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	120	1997	19,995
京田辺市	京田辺市環境衛生センター甘南備園 焼却流動床式	流動床式	准連続運転	80	1986	16,880
京丹後市	京丹後市峰山クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	24	1997	7,069
京丹後市	京丹後市峰山クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	42	2002	9,182
京丹後市	旧久美浜清掃センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	15	1985	0
城南衛生管理組合	城南衛生管理組合折居清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	230	1986	36,533
城南衛生管理組合	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	ストーカ式(可動)	全連続運転	240	2006	51,604
相楽郡西部塵埃処理組合	打越台環境センター	ストーカ式(可動)	准連続運転	60	1980	13,533
乙訓環境衛生組合	150t/日ごみ処理施設	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	1995	20,079
乙訓環境衛生組合	75t/日ごみ処理施設	ストーカ式(可動)	全連続運転	75	2002	16,947
相楽東部広域連合	相楽東部クリーンセンター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	20	1999	1,446
合計				3,121	合計	633,933

《破碎機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
京都市	京都市東北部クリーンセンター破碎施設	破碎	80	2001	9,542
京都市	京都市東部クリーンセンター破碎施設	破碎	216	1980	0
京都市	京都市南部クリーンセンター破碎施設	破碎	240	1972	7,642
福知山市	木材処理設備	破碎	24	1999	735
宮津市	宮津市粗大ごみ処理施設	併用	20	1994	1,187
京丹後市	大型破碎機(ガラパゴス)	破碎	20	2000	336
城南衛生管理組合	城南衛生管理組合リサイクルセンター長谷山	併用	60	2014	11,741
相楽東部広域連合	相楽東部クリーンセンター	併用	5	1999	460
福知山市	粗大ごみ破碎機	破碎	19	1997	621
船井郡衛生管理組合	船井郡衛生管理組合破碎機施設	破碎	4	2012	105
合計			688	合計	32,369

図表 37 一般廃棄物処理施設一覧（大阪府）

《焼却機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	炉型式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
堺市	堺市クリーンセンター東工場第二工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	460	1997	123,121
堺市	堺市クリーンセンター東工場第一工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	300	1977	1,594
堺市	堺市クリーンセンター臨海工場	シャフト式	全連続運転	450	2013	132,053
池田市	池田市クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	180	1983	30,488
吹田市	吹田市資源循環エネルギーセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	480	2009	98,922
高槻市	高槻クリーンセンター第二工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	360	1995	84,139
高槻市	高槻クリーンセンター第一工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	450	1980	13,868
高槻市	高槻クリーンセンター新工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	2019	0
守口市	守口市クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	142	1988	33,866
枚方市	穂谷川清掃工場第3プラント	ストーカ式(可動)	全連続運転	200	1988	35,922
枚方市	東部清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	240	2008	63,081
茨木市	環境衛生センター第1工場	シャフト式	全連続運転	150	1999	25,568
茨木市	環境衛生センター第2工場	シャフト式	全連続運転	300	1996	78,252
寝屋川市	寝屋川市クリーンセンター焼却施設	ストーカ式(可動)	全連続運転	360	1980	57,083
寝屋川市	寝屋川市クリーンセンター焼却施設	ストーカ式(可動)	全連続運転	200	2017	0
箕面市	箕面市環境クリーンセンター	流動床式	全連続運転	270	1992	42,986
門真市	クリーンセンター4号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	144	1989	17,207
門真市	クリーンセンター5号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	156	1996	22,612
摂津市	環境センター3号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	90	1983	14,144
摂津市	環境センター4号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	90	1993	10,148
島本町	島本町清掃工場	ストーカ式(可動)	バッチ運転	46	1991	6,664
忠岡町	忠岡町クリーンセンター	流動床式	全連続運転	30	1986	5,064
熊取町	熊取町環境センター	流動床式	全連続運転	62	1992	11,400
岬町	岬町美化センター	流動床式	全連続運転	50	1986	5,368
豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設(新設)	ストーカ式(可動)	全連続運転	525	2016	155,263
泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター1号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	2004	40,956
泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター2号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	2004	40,344
柏羽藤環境事業組合	柏羽藤クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	450	1992	79,091
泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所	ストーカ式(可動)	全連続運転	240	1986	46,719
東大阪都市清掃施設組合	第四工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	600	1981	139,030
東大阪都市清掃施設組合	第五工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	400	2016	26,343
四條畷市交野市清掃施設組合	ごみ焼却場1号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	90	1967	10,230
四條畷市交野市清掃施設組合	ごみ焼却場2号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	90	1973	19,656
四條畷市交野市清掃施設組合	熱回収施設	ストーカ式(可動)	全連続運転	125	2017	0
岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市貝塚市クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	531	2007	96,522
南河内環境事業組合	南河内環境事業組合第1清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	300	1985	58,580
南河内環境事業組合	南河内環境事業組合第2清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	190	2000	26,367
泉南清掃事務組合	泉南清掃事務組合泉南清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	190	1986	36,517
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	鶴見工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	600	1990	160,056
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	西淀工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	600	1995	150,615
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	八尾工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	600	1995	121,381
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	舞洲工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	900	2001	233,031
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	平野工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	900	2003	222,158
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	東淀工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	400	2010	107,748
合計				13,391	合計	2,684,157

《破碎機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
堺市	堺市クリーンセンター東工場第一破碎施設	併用	100	1979	8,446
堺市	堺市クリーンセンター東工場第二破碎施設	破碎	50	1997	1,917
堺市	堺市クリーンセンター臨海工場破碎施設	併用	16	2013	3,491
池田市	粗大ごみ不燃物処理施設	併用	30	1989	2,700
吹田市	吹田市破碎選別工場	併用	85	1992	11,519
高槻市	高槻クリーンセンター	併用	75	1980	1,917
高槻市	高槻クリーンセンター新工場	破碎	24	2019	
守口市	守口市クリーンセンター破碎施設	併用	75	1972	2,165
枚方市	東部清掃工場粗大ごみ破碎処理施設	併用	39	2013	6,578
茨木市	環境衛生センター 粗大ごみ処理施設	破碎	75	1980	0
寝屋川市	寝屋川市クリーンセンター破碎施設	破碎	82	1994	4,832
箕面市	箕面市環境クリーンセンター	破碎	29	1992	6,290
門真市	粗大ごみ処理施設	破碎	30	1989	1,568
島本町	粗大ごみ処理施設	破碎	6	1991	1,011
忠岡町	忠岡町クリーンセンター粗大ごみ破碎処理施設	破碎	5	2016	309
熊取町	熊取町環境センター	併用	16	1992	1,309
豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランドリサイクルプラザ	併用	53	2012	9,383
泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター粗大ごみ処理施設	破碎	40	2003	3,897
柏羽藤環境事業組合	柏羽藤クリーンセンター	破碎	50	1992	4,483
泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所	併用	50	1983	2,341
東大阪都市清掃施設組合	第四工場破碎設備	破碎	5	1981	75
東大阪都市清掃施設組合	粗大ごみ処理施設	併用	50	2016	2,859
四條畷市交野市清掃施設組合	リサイクル施設(粗大系)	破碎	16	2017	0
岸和田市貝塚市清掃施設組合	可燃性粗大ごみせん断式破碎処理施設	破碎	19	2007	1,471
南河内環境事業組合	南河内環境事業組合第1清掃工場	併用	50	1986	7,550
南河内環境事業組合	南河内環境事業組合第2清掃工場	併用	35	2000	2,908
泉南清掃事務組合	泉南清掃事務組合 泉南清掃工場	破碎	20	1986	1,378
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	舞洲工場	破碎	190	1988	9,216
合計			1,315	合計	99,612

図表 38 一般廃棄物処理施設一覧（兵庫県）

《焼却機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	炉型式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
神戸市	東クリーンセンター	ストーカ式（可動）	全連続運転	900	2000	188,860
神戸市	西クリーンセンター	ストーカ式（可動）	全連続運転	600	1994	120,275
神戸市	港島クリーンセンター	ストーカ式（可動）	全連続運転	600	2017	26,787
姫路市	市川美化センター	ストーカ式（可動）	全連続運転	330	1992	62,452
姫路市	エコパークあぼし	ストーカ式（可動）	全連続運転	402	2010	81,723
尼崎市	第1工場2号炉	ストーカ式（可動）	全連続運転	150	2000	28,614
尼崎市	第2工場	シャフト式	全連続運転	480	2005	105,246
明石市	明石クリーンセンター焼却施設	ストーカ式（可動）	全連続運転	480	1999	90,127
西宮市	西部総合処理センター	ストーカ式（可動）	全連続運転	525	1997	87,272
西宮市	東部総合処理センター	ストーカ式（可動）	全連続運転	280	2012	62,239
芦屋市	芦屋市環境処理センター	ストーカ式（可動）	全連続運転	230	1996	28,921
相生市	美化センター	ストーカ式（可動）	全連続運転	62	1995	8,270
加古川市	新クリーンセンター	ストーカ式（可動）	全連続運転	432	2002	82,820
赤穂市	ごみ焼却場	流動床式	准連続運転	80	1994	15,249
宝塚市	クリーンセンター	ストーカ式（可動）	全連続運転	320	1987	54,626
三木市	清掃センター	流動床式	全連続運転	117	1998	22,394
三田市	クリーンセンターごみ焼却処理施設	流動床式	准連続運転	210	1992	30,487
篠山市	清掃センター	ストーカ式（可動）	全連続運転	80	2002	15,721
丹波市	丹波市クリーンセンター	流動床式	准連続運転	46	2015	12,258
淡路市	夕陽が丘クリーンセンター	流動床式	全連続運転	80	1999	14,986
稲美町	清掃センター	ストーカ式（可動）	全連続運転	30	1995	9,321
播磨町	塵芥処理センター	ストーカ式（可動）	全連続運転	60	1992	8,993
揖保保健衛生施設事務組合	揖保クリーンセンター	ストーカ式（可動）	全連続運転	120	1997	26,889
北播磨清掃事務組合	ごみ処理施設	ストーカ式（可動）	准連続運転	132	1996	16,085
洲本市・南あわじ市衛生事務組合	やまなみ苑	ストーカ式（可動）	バッチ運転	135	1995	28,937
南但広域行政事務組合	南但ごみ処理施設 高効率原燃料回収施設	ストーカ式（可動）	准連続運転	43	2013	12,936
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ焼却処理施設1、2号炉	ストーカ式（可動）	バッチ運転	90	1989	10,033
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ焼却処理施設3号炉	ストーカ式（可動）	バッチ運転	75	1998	19,479
くれさか環境事務組合	くれさかクリーンセンター	シャフト式	全連続運転	80	1996	15,476
北但行政事務組合	クリーンパーク北但	流動床式	全連続運転	142	2016	36,633
猪名川上流広域ごみ処理施設組合	国崎クリーンセンター	ストーカ式（可動）	全連続運転	235	2008	57,160
にしはりま環境事務組合	にしはりまクリーンセンター（熱回収施設）	ストーカ式（可動）	全連続運転	89	2013	20,842
合計				7,635	合計	1,402,110

《破碎機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
神戸市	妙賀山クリーンセンター	破碎	100	1984	2,038
神戸市	布施畑環境センター破碎選別施設	破碎	300	1999	22,239
姫路市	家島美化センター	破碎	5	1991	106
姫路市	エコパークあぼし	破碎	47	2010	3,265
尼崎市	資源リサイクルセンター 破碎施設	併用	70	1995	4,899
明石市	明石クリーンセンター破碎選別施設	併用	60	1999	5,780
西宮市	西部総合処理センター破碎選別施設	破碎	110	1997	12,534
芦屋市	環境処理センター	破碎	50	1977	465
加古川市	リサイクルセンター	併用	80	1988	4,713
赤穂市	粗大ごみ処理施設	併用	23	1996	1,937
宝塚市	粗大ごみ処理棟	破碎	50	1989	4,258
三木市	清掃センター	併用	34	1998	3,402
三田市	クリーンセンター粗大ごみ処理施設	破碎	30	1992	1,350
篠山市	清掃センター	破碎	26	2002	645
揖保保健衛生施設事務組合	揖保クリーンセンター	破碎	33	1997	2,063
加古郡衛生事務組合	加古郡リサイクルプラザ	併用	15	1998	1,799
淡路広域行政事務組合	粗大ごみ処理場	併用	60	1996	3,511
小野加東加西環境施設事務組合	粗大ごみ処理施設	併用	35	1989	1,614
くれさか環境事務組合	くれさかクリーンセンター	併用	17	1996	2,356
北但行政事務組合	クリーンパーク北但	併用	10	2016	1,750
猪名川上流広域ごみ処理施設組合	国崎クリーンセンター（リサイクル・プラザ）	併用	63	2008	4,840
赤穂市	剪定木破碎機	破碎	10	1997	239
合計			1,228	合計	85,802

図表 39 一般廃棄物処理施設一覧（奈良県）

《焼却機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	炉型式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
奈良市	奈良市環境清美工場ごみ焼却処理施設	ストーカ式(可動)	全連続運転	480	1982	85,618
大和高田市	大和高田市クリーンセンター(一般炉)	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	1986	21,123
大和郡山市	大和郡山市クリーンセンター・清掃センター	流動床式	全連続運転	180	1980	32,202
天理市	天理市環境クリーンセンター焼却施設	ストーカ式(可動)	全連続運転	220	1982	27,475
橿原市	クリーンセンターかしはら	ストーカ式(可動)	全連続運転	255	2003	42,043
桜井市	桜井市ごみ焼却炉棟	流動床式	全連続運転	150	2002	15,697
五條市	みどり園	ストーカ式(可動)	准連続運転	70	1994	10,320
生駒市	生駒市清掃センター	流動床式	全連続運転	220	1991	30,063
葛城市	新庄クリーンセンター	ストーカ式(可動)	准連続運転	78	1973	11,291
宇陀市	宇陀クリーンセンター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	27	1997	4,864
平群町	平群町清掃センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	35	1992	4,718
三郷町	三郷町清掃センター	ストーカ式(可動)	准連続運転	40	1990	6,194
安堵町	安堵町環境美化センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	20	1991	1,940
田原本町	田原本町清掃工場	ストーカ式(可動)	准連続運転	60	1985	8,759
明日香村	明日香村クリーンセンター施設	ストーカ式(可動)	バッチ運転	6	2002	1,489
河合町	河合町清掃工場	ストーカ式(可動)	バッチ運転	30	1977	5,372
十津川村	十津川村衛生センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	10	1992	1,050
上下北山衛生一部事務組合	上下北山クリーンセンター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	5	2002	459
香芝・王寺環境施設組合	美濃園	ストーカ式(可動)	バッチ運転	150	1982	29,286
吉野広域行政組合	吉野広域行政組合吉野三町村クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	25	1992	2,668
南和広域衛生組合	南和広域美化センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	40	1994	6,812
東宇陀環境衛生組合	東宇陀クリーンセンター	流動床式	准連続運転	20	1996	2,978
やまと広域環境衛生事務組合	やまと広域環境衛生事務組合新ごみ処理施設	ストーカ式(可動)	バッチ運転	120	2017	0
合計				2,391	合計	352,421

《破碎機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
奈良市	奈良市環境清美工場粗大ごみ破碎処理施設	破碎	100	1989	7,739
大和高田市	大和高田市粗大ごみ処理施設(破碎機)	併用	30	1983	943
天理市	天理市環境クリーンセンター破碎施設	併用	50	1977	1,530
橿原市	リサイクル館かしはら	併用	34	2000	2,242
桜井市	リサイクルプラザ桜井市リサイクルセンター棟	併用	30	2002	1,336
五條市	みどり園	併用	25	1994	258
三郷町	三郷町清掃センター(粗大ごみ処理施設)	併用	9	1990	0
田原本町	田原本町清掃工場	破碎	15	1985	294
河合町	河合町清掃工場	破碎	6	1991	187
上下北山衛生一部事務組合	上下北山クリーンセンター	破碎	2	2002	134
香芝・王寺環境施設組合	美濃園	併用	30	1982	1,071
吉野広域行政組合	吉野広域行政組合吉野三町村クリーンセンター	併用	13	1993	219
南和広域衛生組合	南和広域美化センター	破碎	8	1994	791
やまと広域環境衛生事務組合	やまと広域環境衛生事務組合新ごみ処理施設	破碎	11	2017	0
合計			363	合計	16,744

図表 40 一般廃棄物処理施設一覧（和歌山県）

《焼却機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	炉型式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
和歌山市	青岸エネルギーセンター	ストーカ式（可動）	全連続運転	400	1986	88,083
和歌山市	青岸クリーンセンター	流動床式	全連続運転	320	1998	41,243
田辺市	田辺市ごみ処理場(焼却施設)	ストーカ式（可動）	全連続運転	75	1996	19,905
新宮市	新宮市クリーンセンター	ストーカ式（可動）	准連続運転	49	2002	10,704
岩出市	岩出クリーンセンター	ストーカ式（可動）	バッチ運転	60	2008	14,996
白浜町	白浜町清掃センター	ストーカ式（可動）	バッチ運転	55	1995	9,283
白浜町	日置川ごみ焼却場	流動床式	全連続運転	12	1990	1,091
すさみ町	すさみ町ごみ焼却場	流動床式	准連続運転	15	1987	3,997
那智勝浦町	那智勝浦町清掃管理事務所(那智勝浦町クリーンセンター)	ストーカ式（可動）	バッチ運転	50	1991	5,922
串本町古座川町衛生施設事務組合	宝嶋クリーンセンター	ストーカ式（可動）	バッチ運転	30	2006	5,943
御坊広域行政事務組合	御坊広域清掃センター	流動床式	准連続運転	147	1998	18,087
上大中清掃施設組合	上大中クリーンセンター	ストーカ式（可動）	バッチ運転	22	1987	4,156
有田周辺広域圏事務組合	有田周辺広域圏事務組合環境センター	流動床式	全連続運転	100	2000	14,374
橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場	ストーカ式（可動）	バッチ運転	101	2009	24,295
紀の海広域施設組合	紀の海クリーンセンター	ストーカ式（可動）	全連続運転	135	2015	33,385
合計				1,571	合計	295,465

《破碎機能を持つ施設》

地方公共団体名	施設名	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理量 (t/年度)
和歌山市	青岸エネルギーセンター	破碎	75	1986	0
有田周辺広域圏事務組合	有田周辺広域圏事務組合環境センター	破碎	30	1981	2,441
合計			105	合計	2,441

2.2.3 災害時相互協定（環境省本省調査、平成30年度結果）

災害時の廃棄物処理に係る協定及びその内容について整理する。

府県、市町村、一部事務組合等を対象とする。

環境省本省が実施する平成30年度廃棄物処理実態調査において、災害時相互応援協定に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較しながら整理した。

（以降、本省アンケート結果を入手後に追記）

2.3 その他整理する事項

2.3.1 災害時の交通網整備

(1) 調査趣旨

近畿地方における各府県の地域防災計画から、災害時の被災地における交通網整備に対する優先順位を整理し、災害廃棄物の仮置場までの輸送ルートの参考となり得る資料を作成した。また、発災時に重要拠点と想定した地点（施設等）を中心に、優先的に道路・航路の啓開作業が展開されることから、それらを参考に支援車両や災害廃棄物の輸送ルートを調査し、図示した。

災害時の被災地における交通網整備に関する情報及び、一般廃棄物処理施設（中間処理施設、最終処分場、し尿処理施設）の位置について、昨年度との更新情報を整理し、地図上に表示した。

(2) 調査結果

国土数値情報 緊急輸送道路のGISデータと各府県公表の災害時優先通行道路図を比較し、作成した。作成した災害時優先通行道路は2府4県に更新、修正の有無を確認し、最新の情報であることを確認した。

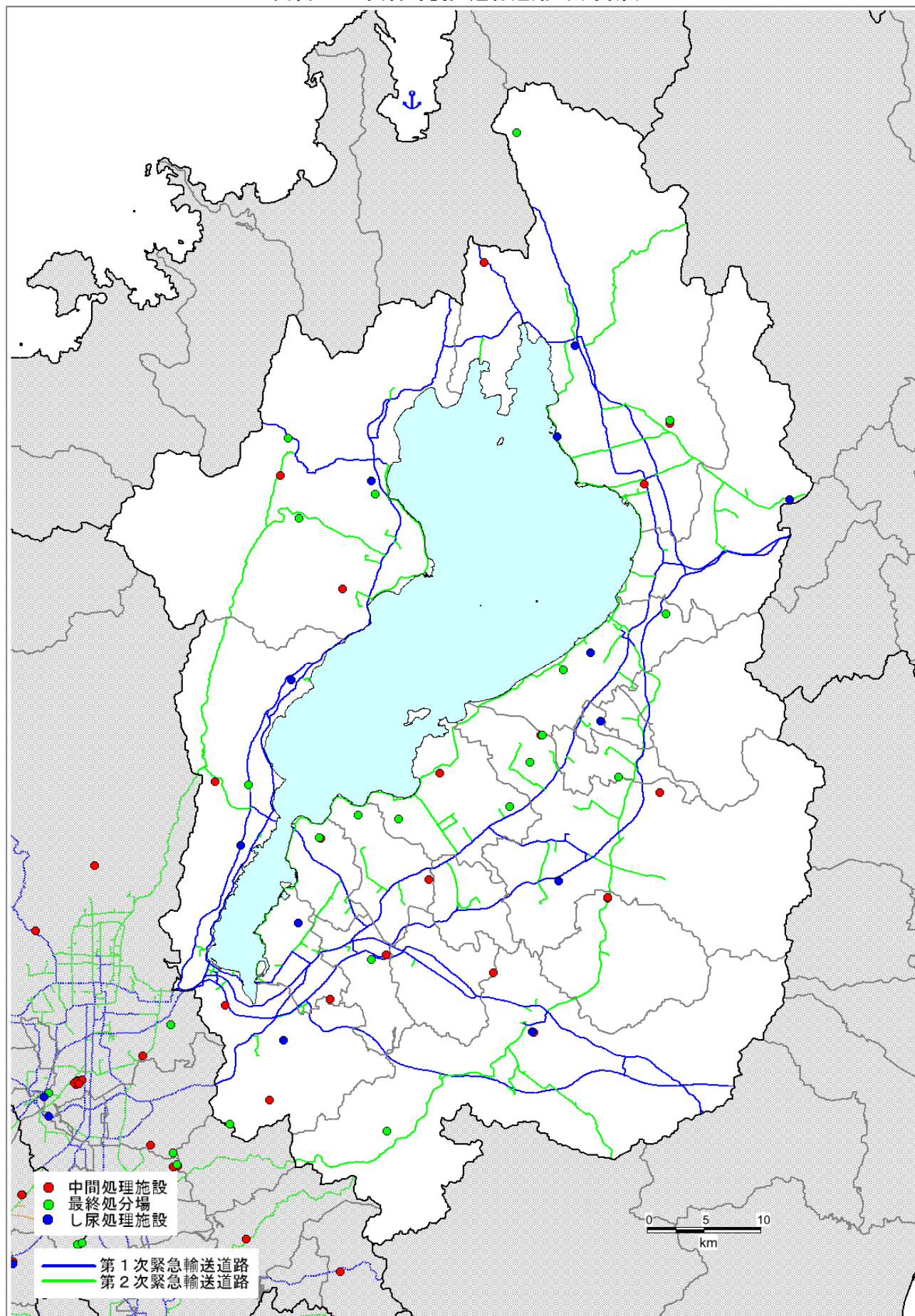
2府4県とも、各府県公表の災害時優先通行道路図からの更新、修正は無い。

図表 41 各府県の災害時優先通行道路

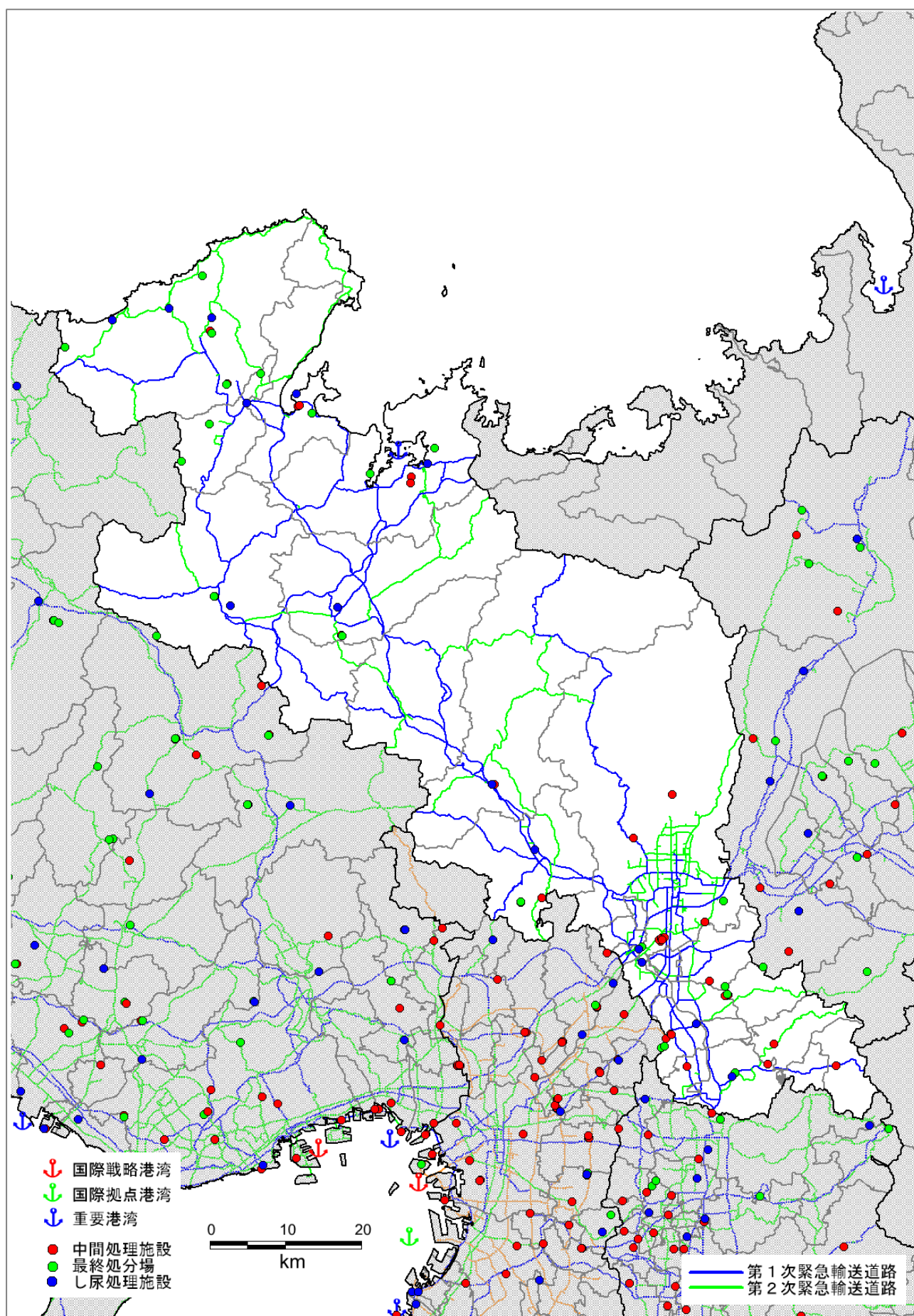
府県	災害時優先通行道路の名称	情報の出典
滋 賀 県	第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路	滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画図（平成25年2月）
京 都 府	第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路	京の道づくり重点プラン（平成20年）
大 阪 府	広域緊急交通路 （自動車専用道路、一般道路重点14路線、一般道路その他）	大阪府地域防災計画 関連資料集 （平成29年12月修正）
兵 庫 県	緊急輸送道路（高規格幹線道路等）、 緊急輸送道路（一般道）	兵庫県地域防災計画（資料編） （平成27年修正）
奈 良 県	第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路	緊急輸送道路ネットワーク図 （平成30年4月1日時点）
和 歌 山 県	第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、 第3次緊急輸送道路	緊急輸送道路ネットワーク図 （平成30年3月末時点）

注．「国土数値情報 緊急輸送道路」（平成27年7月時点）、各府県公表の緊急輸送道路図をもとに作成

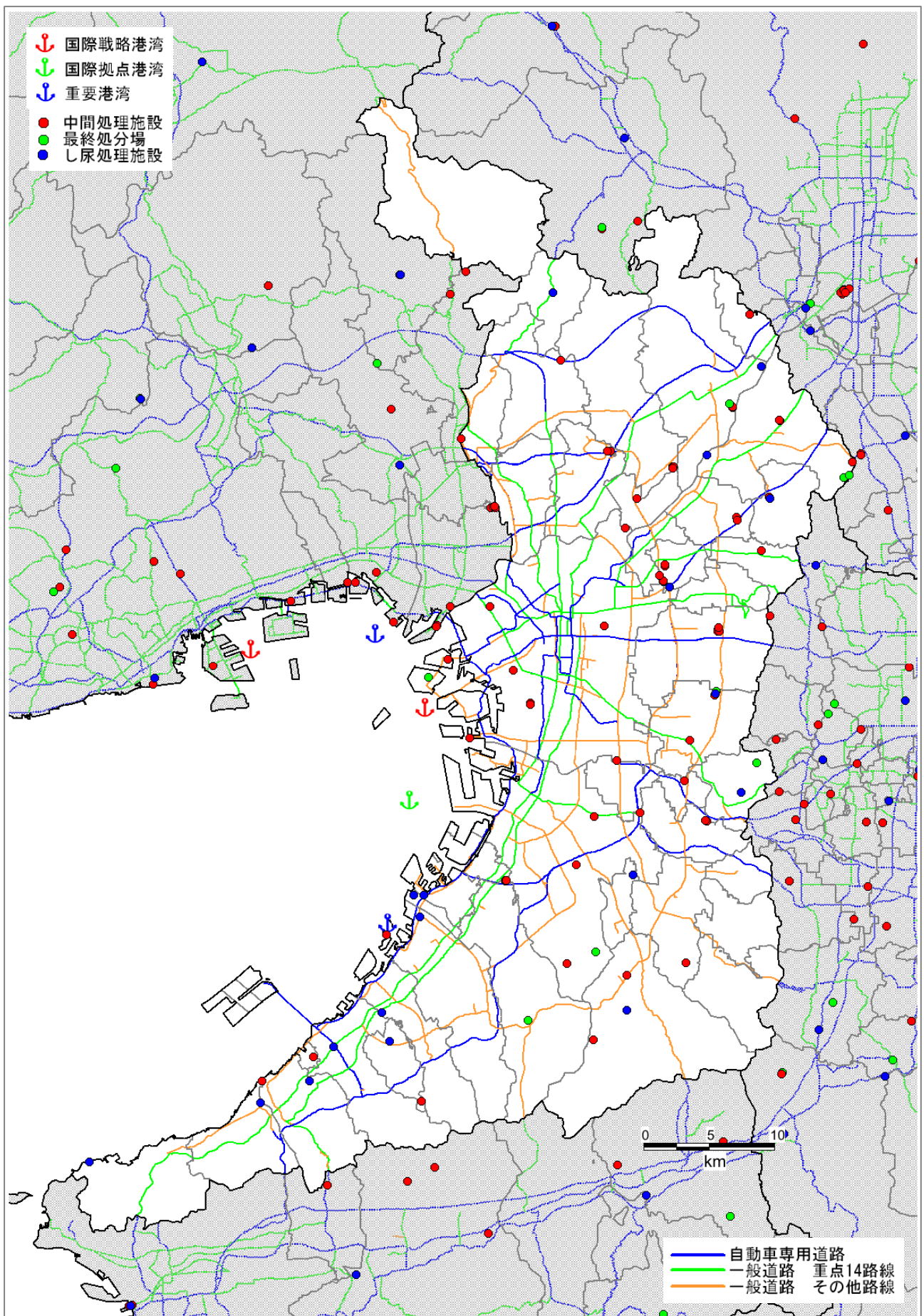
図表 42 災害時優先通行道路（滋賀県）



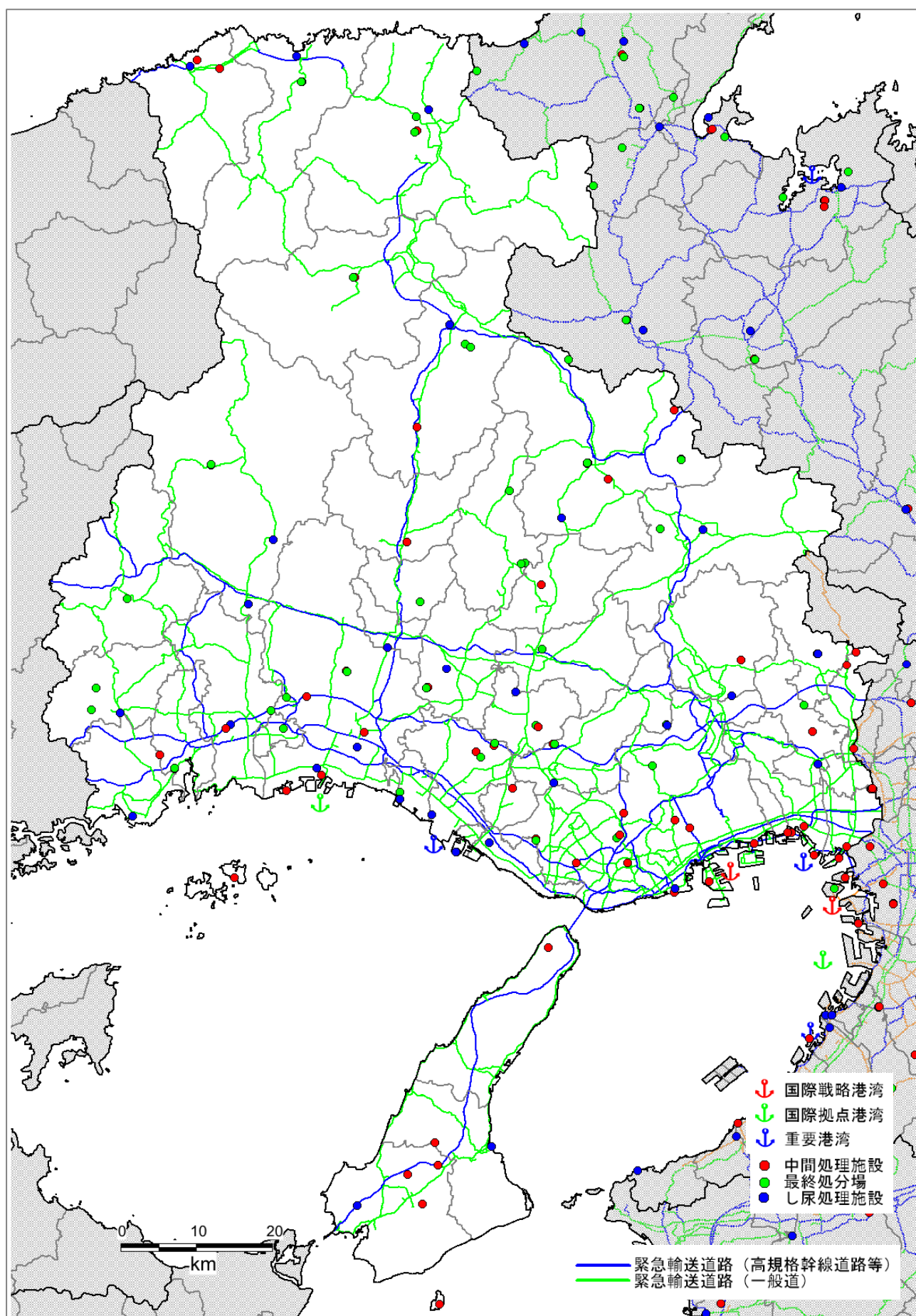
図表 43 災害時優先通行道路（京都府）



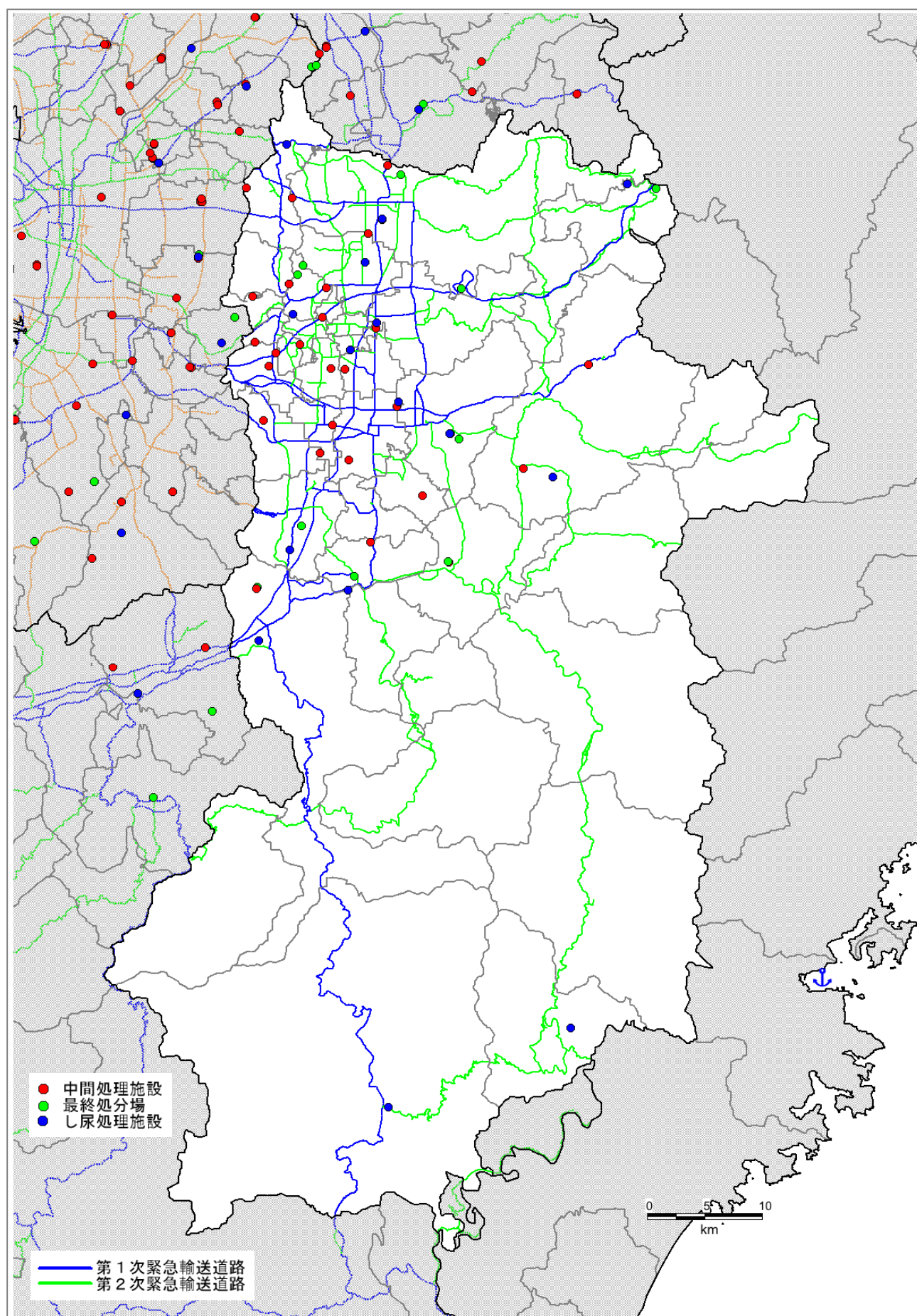
図表 44 災害時優先通行道路（大阪府）



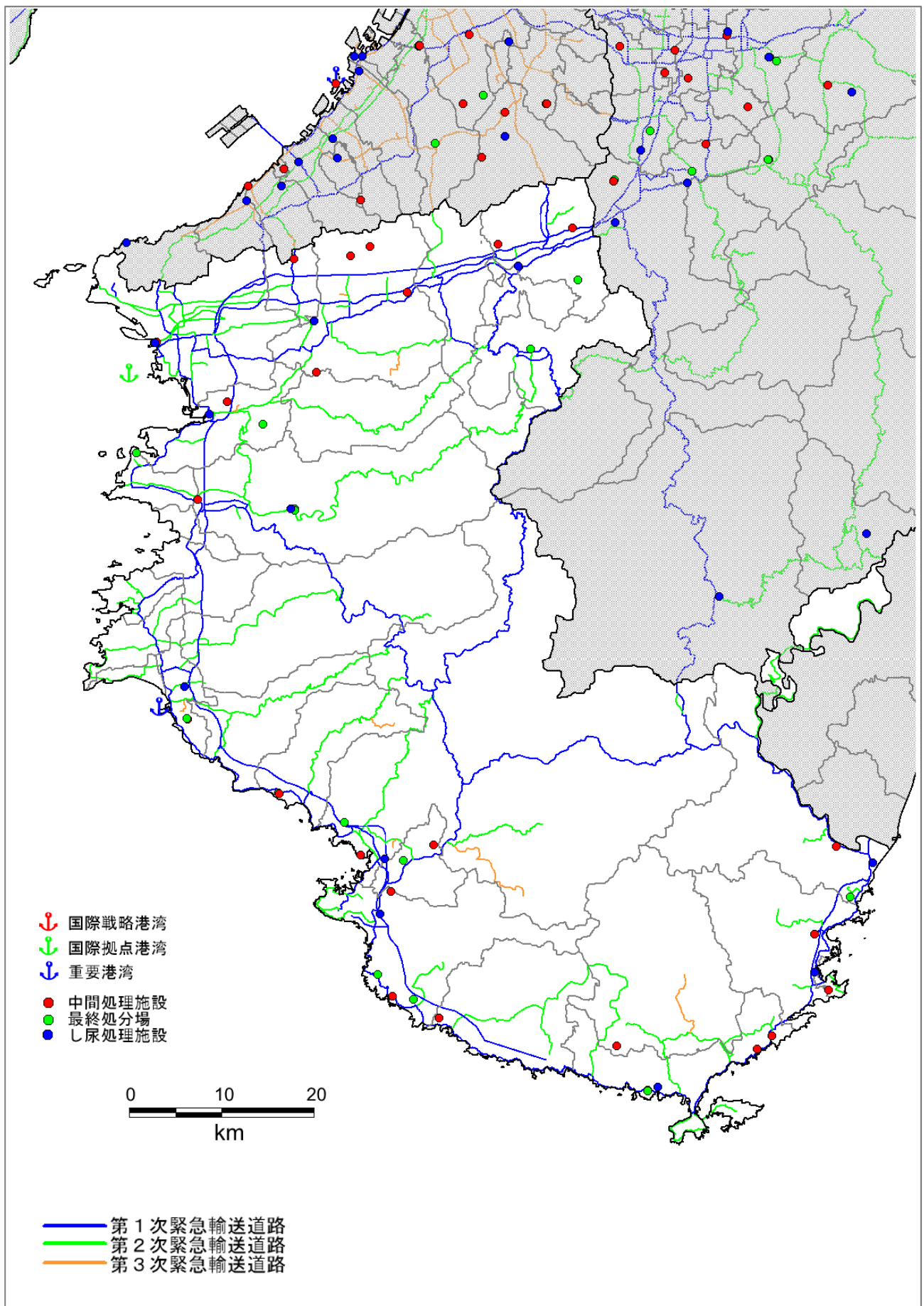
図表 45 災害時優先通行道路（兵庫県）



図表 46 災害時優先通行道路（奈良県）



図表 47 災害時優先通行道路（和歌山県）



2.3.2 災害廃棄物処理計画の策定状況等

近畿ブロック協議会構成員については本協議会で実施したワーキングを通じて策定状況（策定の有無、策定予定など）を確認した。

また、「平成30年度廃棄物処理実態調査」（環境省）において、災害廃棄物処理計画の策定状況に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較しながら整理した。

（1）災害廃棄物に関する計画の策定状況（協議会構成自治体策定状況）

近畿ブロック協議会構成自治体の処理計画策定状況は下表のとおりであった。

協議会構成自治体27自治体中、「策定済み（○）」（改定中含む）は16自治体（59%）、「策定中」（「H30モデル事業実施中」含む）は6自治体（22%）、「未策定（×）」は5自治体（19%）であった。

図表 48 処理計画策定状況（協議会構成自治体策定状況）

都道府県名	構成員	単独の災害廃棄物処理計画の有無			地域防災計画における災害廃棄物処理対策の記載の有無
			（有の場合） 策定年月	計画名	
滋賀県	滋賀県	○	平成30年3月	滋賀県災害廃棄物処理計画	○
	大津市	○	平成30年3月	大津市災害廃棄物処理計画	○
京都府	京都府	（策定中）	-	-	○
	京都市	○（改定中）	平成24年改訂	京都市災害廃棄物処理計画	○
大阪府	大阪府	○	平成29年3月	大阪府災害廃棄物処理計画	○
	大阪市	○	平成29年3月	大阪市災害廃棄物処理基本計画 〔第1版〕	○
	堺市	○	平成29年3月	堺市災害廃棄物処理計画	○
	豊中市	○	平成30年3月	豊中市災害廃棄物処理計画	○
	高槻市	○	平成24年9月	高槻市災害廃棄物処理計画	○
	枚方市	H30モデル事業実施中	-	-	○
	門真市	未策定	-	-	○
	東大阪市	未策定	-	-	○
	八尾市	未策定	-	-	○
	河南町	未策定	-	-	○
兵庫県	兵庫県	○	平成30年8月	兵庫県災害廃棄物処理計画	○
	神戸市	○	平成30年3月	神戸市災害廃棄物処理指針	○
	姫路市	○	-	-	○
	尼崎市	H30モデル事業実施中	-	-	○
	西宮市	（策定中）	-	-	○
	明石市	（策定中）	-	-	○
	洲本市	○	平成22年9月	洲本市災害廃棄物処理計画	○
	豊岡市	未策定	-	-	○
奈良県	奈良県	○	平成28年3月	奈良県災害廃棄物処理計画	○
	奈良市	○	平成21年3月	奈良市災害廃棄物処理計画	○
和歌山県	和歌山県	○	平成27年7月	和歌山県災害廃棄物処理計画	○
	和歌山市	○	平成29年10月	和歌山市災害廃棄物処理計画	○
	田辺市	H30モデル事業実施中	-	-	○

出典：「災害廃棄物情報プラットフォーム」国立環境研究所 をもとに、平成30年度近畿ブロック協議会ワーキング結果を踏まえて作成（平成30年12月時点）

(2) 災害廃棄物に関する計画の策定状況（環境省本省調査、平成30年度結果）

「重点インフラ緊急点検調査」（環境省、平成30年10月（対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日）（以下、「平成29年度時点調査」という。）における「災害廃棄物処理計画の策定状況」をもとに、全国、近畿2府4県の状況を整理した。

（今後、環境省本省アンケート結果を入手後に追記）

調査回答数は、都道府県は47件全件、市区町村は1,733件（99.5%）、一部事務組合・広域連合（以下、「組合」という。）は559件（97.9%）であった。

近畿2府4件は調査対象とした府県6件、市町村198件、組合70件全てにおいて回答があった。

図表 49 調査回答数

		調査対象数	回答数	回答率	未提出
都道府県		47	47	100.0%	0
市区町村		1,741	1,733	99.5%	8
組合		571	559	97.9%	12
近畿全体	府県	6	6	100.0%	0
	市町村	198	198	100.0%	0
	組合	70	70	100.0%	0

注．組合・・・一部事務組合・広域連合

注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．調査対象期間・・・平成29年4月1日～平成30年3月31日

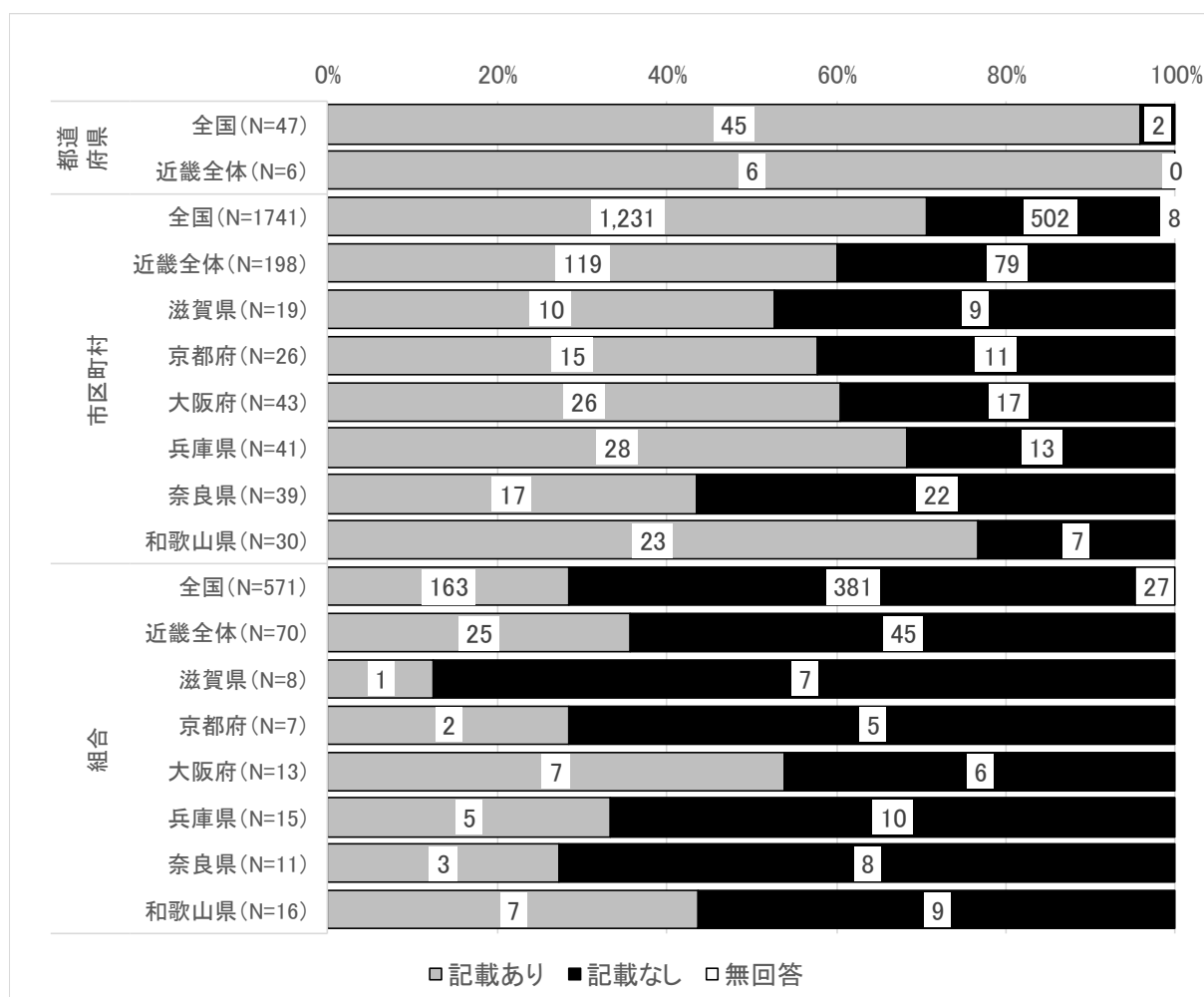
①廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画における災害廃棄物処理対策の記載の有無

廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画における災害廃棄物処理対策の記載有無について、「記載あり」は全国の都道府県は9割超であった。近畿全体は、昨年度の「平成29年度廃棄物処理実態調査」（環境省、平成30年3月（調査対象時点：平成29年3月末時点）、以下、「平成28年度時点調査」という。）では「記載あり」が8割であったが、平成29年度時点調査はすべての府県で「記載あり」となった。

市町村は、全国集計では平成28年度時点調査では4割であったが、平成29年度時点調査は約7割となった。近畿全体でも平成28年度時点調査は4割であったが、平成29年度時点調査は6割となった。

一方で、平成29年度時点調査の組合は「記載あり」が全国約3割（28.5%）、近畿全体では約4割（35.7%）にとどまった。

図表 50 廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画における災害廃棄物処理対策の記載有無



注．組合・・・一部事務組合・広域連合

注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．調査対象期間・・・平成29年4月1日～平成30年3月31日

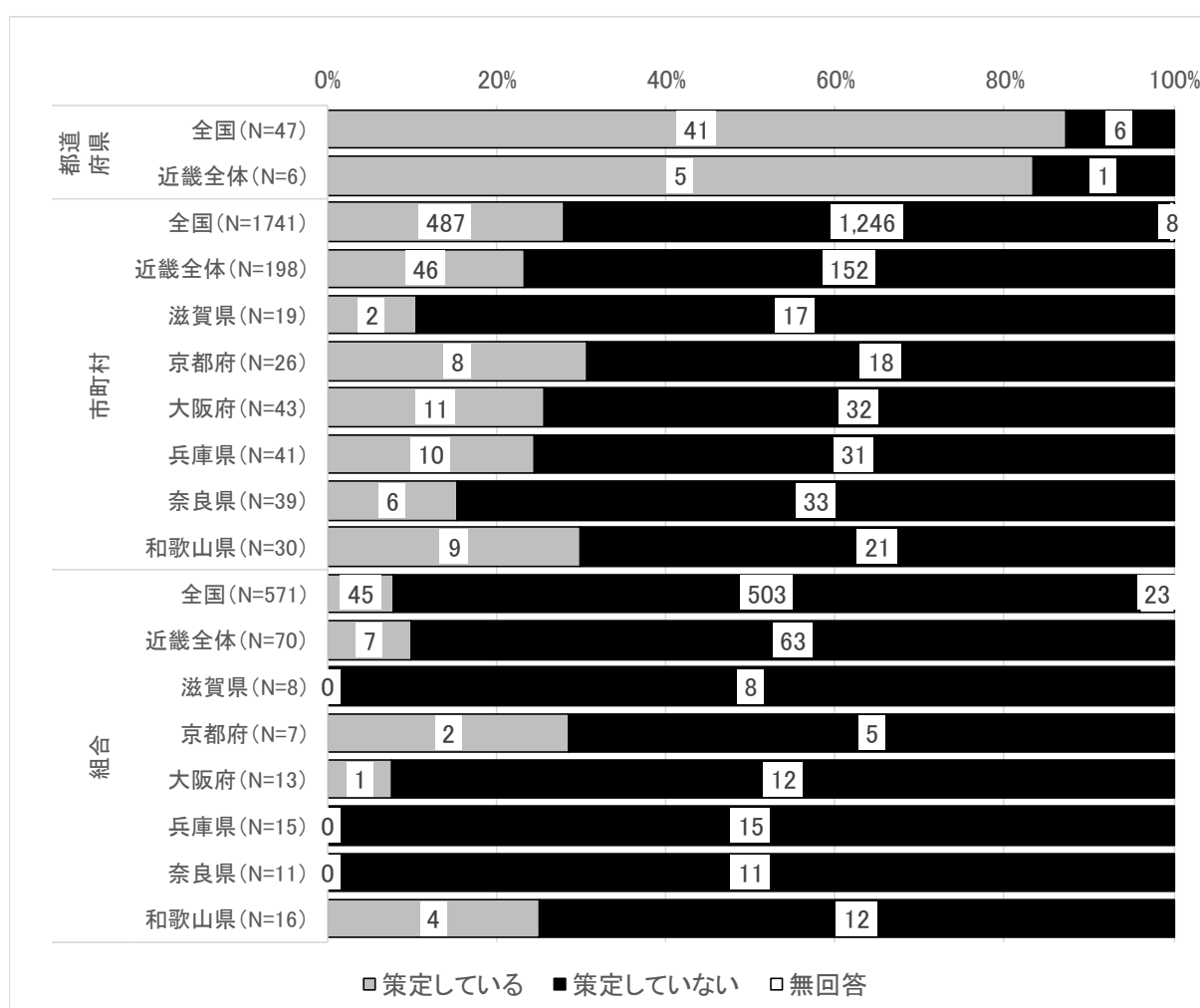
②単独の災害廃棄物処理計画の策定状況

単独の災害廃棄物処理計画の策定状況は、全国の都道府県は平成28年度時点調査では「策定している」が5割超であったが、平成29年度時点調査は9割弱と飛躍的に上昇した。近畿全体は、平成28年度時点調査は2府4県のうち4府県であったが、平成29年度時点調査は5府県が「策定している」となった。

市町村は、全国集計では平成28年度時点調査は約2割であったが、今年度は約3割であった。近畿全体は、平成29年度時点調査は約2割であったが、今年度も約2割（46市町村）のままであった。

一方で、組合は「策定している」が全国（7.9%）、近畿全体（10.0%）ともに約1割にとどまる。

図表 51 単独の災害廃棄物処理計画の有無



注．組合・・・一部事務組合・広域連合

注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．調査対象期間・・・平成29年4月1日～平成30年3月31日

2.4 次年度以降の調査実施に係る課題

(1) 調査結果の活用

本調査では、昨年度の課題であった調査結果の所属府県への共有に関し、アンケート票へ「府県へ公表する」旨の注意書きを記載した上で調査を実施し、所属府県へ市町村の回答結果を共有することとした。

本調査において、現状では一部事務組合に該当する内容の少ないアンケート内容となっている。そのため、次年度以降の課題としては、アンケートの調査項目へ一部事務組合に該当する設問の作成、またはアンケート票の新規追加を検討する必要がある。

(2) 調査方法の工夫

本年度の調査実施時に寄せられた対象者からの問い合わせを踏まえ、次年度以降は次の点を改善することが考えられる。

【調査全体】

- ・一部事務組合に対しては、調査内容に該当する業務を行っている場合のみ回答して頂くよう、回答票にわかりやすく記載する。
- ・昨年度の回答から一部のみ変更がある場合や、回答に注釈が必要な場合の回答方法をわかりやすく記載する。

【危険物及びアスベストの調査】

- ・「消防法の危険物」に関し、具体的な例を記載するなどわかりやすく記載する。
- ・開示先の相手について、行政であれば廃棄物担当課および建設関連部局など、民間団体であれば産廃協会および建設業協会などと、わかりやすく示す。

【災害時の応援に関する準備状況の整理】

- ・災害発生時の支援可能な人員・資機材数として調査を実施したが、被災経験の無い自治体では未検討のため回答が難しいとの意見があった。そのため、過去の支援経験について記載いただくなど、回答方法をわかりやすく記載する。また、支援不可の場合の状況把握のため、支援不可の理由についても回答頂く項目を設ける。
- ・本調査においては、災害時に支援可能な人員・車両数のみの確認を行ったが、災害時の支援可人員・車両台数のみでは自治体状況が確認できない。そのため、自治体状況の把握のため通常の廃棄物担当課の人員、保有車両台数についても確認を行う。